

國學院大學學術情報リポジトリ

『天日隅宮考』と出雲大社

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-03-05 キーワード (Ja): 『天日隅宮考』, 出雲大社, 「永 宣旨」, 垂加神道, 皇統無窮・天下太平 キーワード (En): 作成者: 西岡,和彦, Nishioka,Kazuhiko メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000011

『天日隅宮考』と出雲大社

西岡和彦

はじめに

『天日隅宮考』は、北島国造家自重館文庫所蔵文書調査の一環で発見したものである。⁽¹⁾本書奥書は、享保十六年に正親町公通が玉木正英に執筆を命じ、靈元院に献上した、とだけ記す。だが、天日隅宮とは、出雲大社の旧称であることから、その書の執筆経緯に出雲大社が絡んでいたことは間違いない。それを明らかにするため、まずそこに至る前史を概観し、次に前述の三名と関係の深い垂加神道と出雲大社との関係を明ら

かにする。そして、本書の内容を詳密に解説するなかで、『天日隅宮考』の出雲大社における意義をも検討したい。最後に本書全文を翻刻掲載する。

一、『天日隅宮考』前史

出雲大社の由来を伝えるいわゆる縁起は、古代にまで遡る。奈良時代に朝廷が編纂した『古事記』『日本書紀』は、出雲大社に関わる伝承が数多く記されており、出雲国造が中心となつて編纂した『出雲国風土記』は、出雲国独自の伝承を伝えてい

る。平安時代に編纂された『延喜式』卷第八所収の「出雲国造神賀詞」は、出雲独自の伝承を朝廷が公認したものである。

その後、出雲国造が本拠地を大庭(現、松江市)から杵築(現、出雲市)へ移すと、出雲大社と山陰一の伽藍を誇る鰐淵寺との関係が緊密になる。すると、出雲大社の祭神は、記紀や風土記に記された大國主神(大己貴神¹紀、大穴持命²風)ではなく、寺院側による縁起の影響を受けて、長く素戔鳴尊とされてきたのである³。

ところが、江戸時代に『日本書紀』や『出雲国風土記』が再評価されると、出雲大社の祭神は再び大己貴神にもどり、それにもとづくあらたな縁起が作られていく。たとえば、松江藩儒黒沢石齋(林羅山の弟子)の紀行文『懷橘談』は、その魁であろう。ただし、出雲大社の内容は、当社北島国造方上官佐草⁴自清^{よきよ}からの史料提供によるものであったため、千家国造方から批判を受けた。そこで、石齋は改めて千家国造方の史料提供による『国造事実再考』を著している⁴。この事件は、出雲大社の縁起が、出雲大社の神殿や祭神のみならず、鎮座以来の司祭者である出雲国造の縁起でもあることを示す好例といえよう。

次の例も同様である。当時、出雲大社の大事業「寛文度の造営遷宮」で、我が国初の神仏分離を含む現在の出雲大社神殿や

境内の原型が作られた。前述の佐草自清は、両国造名代として国史館の林春斎(羅山の子)に史料を提供して、『出雲国杵築大社再興記』の執筆を依頼する。それは寛文度の造営遷宮の意義を伝えるとともに、出雲大社の神殿が「正殿式」に戻ったことと、祭神は大己貴神であり、天照大神の御子天穗日命の子孫出雲国造が、神代以来現在に至るまで社務を継承してきたことを明記したものであった⁵。

ところで、幕府はそれに先立つ寛文五年(一六六五)に、全国的神社や神主等を管理するための「神社条目」(「諸社禰宜神主等法度」)を出し、吉田家から裁許状を受けない限り、無位の社人は白張以外の装束着用を禁じるとともに、神主としての心がけをも指導した。その条目は、黒印領であった出雲大社には、十二月二十五日(または二十六日)に届く。そのため、一月十五日(寛文五年から六日から十五日へ移行)に江戸城にての年頭礼(独礼)に参列する出雲国造名代の向孝里(北島国造方上官)は、その情報を得ずに下向した。そして、江戸にて神社奉行の井上正利からその条目をはじめて教えられ、従来通りの衣冠(「袍冠」)着用は「御正道をみだす」ことになる、との注意を受けたのである。ただし、向上官は無位の神職だが国造名代との理由で、特別に風折烏帽子に狩衣着用が許されたこと

から、この条目の判断には融通性があつたといえよう。

ところで、寺社奉行から、禁裏での衣冠着用も、毎年武家伝奏の許可を得なければならなかったため、その手間を省くためとして「永宣旨」下賜を勧めてきた。それに對し、出雲大社側は「御条目御断使」を藩の許可を得て幕府へ派遣する。そして、条目にある吉田家の装束免許取得を拒否するとともに、出雲国造は出雲国内の神社や神職を監督する「出雲国神社惣檢校職」を兼ねることから、「永宣旨」はその両方の条件を合わせたものでなければならぬ、と主張した。

寛文七年（一六六七）五月、靈元天皇から念願の「永宣旨」が下賜される。宣旨とあるが、実際は繪旨である。原文は漢文だが、ここは書き下し文を示す。

出雲國造は本と壽詞を奏し、恒に潔敬を異にし、神の爲め自ら重んず、乃し須らく永く厥職を掌とるべし、復た兼ては文天風調り、慎んで撫教信を布くの有典を徹し、武日道ち泰かに、彌仁壽疆り無きの祝延に符ひ、政術の善化に順ふ、是れ象を北辰に取り、盤石の盛治を安んずる、猶慶を南極に徴すがごとき、喜感遂に通じ、瑞応斯に表れん、宜しく誠款を效し、夙夜に口に祝し、心に捧るべきのみ、然ば則ち社中進退に於るや、事と巨細と无く、其の制

度を規倣すべしてへれば、

天氣此の如し、仍て執達件如し、

寛文七年五月七日

国造館

（柳原寶庵）
左少弁（草名）

内容を要約すると、「出雲国造は、古来天皇の大前で神賀詞を奏上し、そのため恒に齋戒沐浴を嚴格にして、日々の神祭りにそなえ、自らその品位を保つてきた（自重）。よって、出雲国造は当然のことながら、今後も永遠にその職掌を保持すべきである（永職）。」また、「出雲国造は誠実に国内の人々を教導するとともに、天皇のご長寿を祝う祭りをを行い、天皇の徳治に貢献してきた。これにより皇統は無窮となり、その恩恵が人々に現れている。これからただひたすら誠実に神明に奉仕し、皇統の無窮を祝し祈りなさい。」そして「今後も社中の進退については、一部始終出雲国造が行ってきたその慣例に倣え、との靈元天皇の思し召しである。」となろう。後述するが、この趣旨と『天日隅宮考』とのそれは類似している。

ところで、出雲大社側は出雲国造の権限を、「神賀詞」を奏上していた古代の郡司兼帯の頃にまで遡って認めてもらおうとしたわけではない。「神賀詞」にあるように、出雲国造による出雲国内の神々の祭祀で天皇のご長寿を祈ってきたことと、そ

れに関連して「出雲国神社惣檢校職」、すなわち出雲国内の神社祭祀や神職の管理を担ってきた出雲国造の務めを認めてもらうのが目的であった。つまり、幕府との「永宣旨」下賜における交渉にあたって、出雲大社は神社奉行が勧めるような朝廷での装束着用の件とともに、出雲国造の祭祀と「出雲国神社惣檢校職」とを永遠に認めた勅許「出雲国神社惣檢校職之永宣旨」を賜ることを主目的としたのである。それを老中衆が許可し、晴れて「永宣旨」が下賜されたことで、それ以降、出雲国造は「大社国造職并出雲国神社惣檢校職」と自称するようになった。⁽⁹⁾

このように近世に入り、出雲大社の縁起は、祭神は大己貴神であり、寛文度の造営遷宮で神仏習合色のない神社本来の姿として再興し、出雲国造は天照大神の御子以来祭祀を務め、かつ「出雲国神社惣檢校職」をも兼ねることを、禁裏（「永宣旨」）からも幕府（老中奉書）からも承認されたことを明記するのが、趣旨となった。

ところが、元禄八年（一六九五）、出雲大社のブレイン佐草自清が亡くなると、間もなくして佐陀神社との間で、神主等の装束裁許の件で争論が再燃した。従来、藩は出雲大社側の主張を尊重して、佐陀神社側の反論は不問に付してきたが、今回は幕府の変化を察知して、出雲大社側の直訴を制止する。それに

対し、出雲大社は「神社条目」反対に成功した先例もあって、藩の制止を振り切ってまで幕府に直訴（越訴）した。その結果、君臣間の道理を乱す咎が問われ、同十年、両国造は罷免を命じられ、出雲大社全体で謹慎という前代未聞の制裁を受けることになったのである。⁽¹⁰⁾

それ以後、出雲大社は失地回復を目指すなかで、崎門学者熊谷常斎（山崎闇斎の高弟浅見綱斎の弟子）を儒臣として迎え入れ（元禄十六年・一七〇三）、玉木正英（同じく闇斎の孫弟子）の出雲大社訪問を機に垂加神道を受容していく（宝永二年・一七〇五）。だが、玉木正英が編纂したとされる『出雲大社記』には、出雲国造が「出雲国神社惣檢校職」であることや「永宣旨」下賜のことは一切触れられておらず、その後享保十年（一七二五）に幕府が認可した「日本勸化」用の『出雲大社御縁起』においても、依然「出雲国神社惣檢校職」や「永宣旨」のことは記載されなかったのである。⁽¹¹⁾

それらが明記できるようになるには、享保十七年（一七三二）に松井訥斎（熊谷常斎の弟子。常斎没後、若林強斎の弟子）が編纂した『大社志』まで待たねばならなかった。⁽¹²⁾

このように、元禄十年の佐陀神社との争論敗訴から三十五年間、近世出雲大社の縁起として神殿と祭神大己貴神とともに語

られなければならない出雲国造の「出雲国神社惣檢校職」や「永宣旨」下賜の記事を、出雲大社は幕府や藩を憚って明記することができず、藩もまた許可しなかったのである。⁽¹⁵⁾

二、出雲大社の垂加神道受容における研究史

『天日隅宮考』は、佐陀神社争論敗訴後、縁起に明記することが憚られた「永宣旨」の趣旨を、垂加神道の神学にもとづいて明証したものと推察する。それを明からにするため、次に出雲大社と垂加神道との関係を見ておこう。

出雲大社が垂加神道を受容していたことは、千家俊信^{としのぶ}の研究を通じて、古くから知られていた。たとえば、千家尊澄『建玉大人略伝』（明治七年一月二七日成）に、「大坂ニ昇リテ西依儀兵衛ニツキテ学ヒ玉ヘリ。此翁ハ九十余迄長寿リ^{カスヘ}」とあって、俊信は「西依儀兵衛」、すなわち若林強斎の弟子西依成斎に師事していたのである。⁽¹⁶⁾

ただし、それ以上のことは不明で、この史料を翻刻紹介した森田康之助先生も、解説で「千家国造家の文庫には梅舎の蔵書が、尊澄公の綿密な配慮のもとに、数多く保管されてゐる。そのうち特に目を惹くのは垂加学関係の書目であつて、西依翁に

就いて研鑽したその足跡である。続々群書類従所収『大社記』（『出雲大社記』のこと——西岡注）奥書に徴しても、大社には垂加学が梅舎以前は主流をなしてゐたやうに思はれる。垂加学から国学への転換は梅の舎によつてなされた。それは何を以てであるか。梅舎の学問の志向をよく尋ねなければならぬ⁽¹⁸⁾」という。すなわち、俊信によつて出雲大社が垂加神道から国学へ転換するが、それ以前は垂加神道が主流であつたと推測された。ただし、垂加神道から国学へ神道の主流が転換した、とするのはやや不正確である。その点は、別の機会で論じることにして、俊信以前に垂加神道が主流であつたと推測される一因は、森田先生が指摘した『出雲大社記』の奥書である。

正徳壬辰三月大社上官千家正延、来予之家請神道之教、依深志^{フカシ}伝授之、故問大社事跡^{トコト}出二冊以述其意、喜而写之者也、

四月 日

光海翁⁽¹⁹⁾

この奥書は、江戸の垂加神道家で旗本の跡部良顕^{よあき}が、正徳二年（一七一二）四月に、千家正延持参の『出雲大社記』を書写したことを伝えたもので、垂加神道と出雲大社との関係を示す数少ない史料の一つである。

もちろん、この推測は、それよりも七年前に発表された、谷

省吾先生の「鎌田五根と千家俊信」²⁰も後押ししたであろう。谷先生もそのなかで、「俊信の、鈴屋入門以前の学問については、西依成斎に学んだといふことが言はれてゐるものの、あまりくはしいことは明かにされてゐないやうに思はれる」ので、「その空白をいくらか埋めるに足るものとして、天明六年、俊信が、鎌田五根に入門して、橘家神道を学んだといふ事実を、愛媛県に伝存の史料によつて紹介」²¹されたのである。しかも、そのなかで、「俊信には、五根の門に入るより前に、既に橘家神道について、或る程度の関心と理解とを持つてゐたかと思はれるふしもないではない。といふのは、五根が、俊信の入門したすぐあとの九月二十五日に、俊信所持の『橘家神崇鎮之法式』一卷を書写してゐるからである。(中略) 橘家神道がこのときまでに出雲にはいつてゐたことは、五根の師兵頭守敬の出雲との関係からも、いささかは推測される」²²とある。

兵頭守敬とは、玉木正英の弟子で伊予国大洲の八幡宮の神主である。彼は寛保二年(一七四二)に出雲大社の「神官藤間氏」²³から龍蛇を受けており、それを宝暦元年(一七五一)に谷川士清(玉木正英の弟子)の文庫「建續庫」に、その龍蛇を「守護神」として「遷進」²⁴していた。このことから出雲大社と垂加神道との関係が、俊信の鈴屋入門以前からあったことは推測でき

よう。だが、そうした傍証史料だけでは、出雲大社の主流を垂加神道とするには不十分である。

だが、その後、出雲大社と垂加神道との関係が問われることは、後述する森田先生の「出雲国造家の伝統と学問」以外なくなる。それ以後、筆者が拙稿「近世出雲大社の思想的探究」²⁵をはじめ、「出雲大社記」と玉木正英²⁶、「玉木正英と出雲大社——出雲大社参拝を示す書状を補足して——」²⁷、「自重館文庫成立史——北島国造家と垂加神道——」等を発表する中で、出雲大社と垂加神道との本格的な接点は、玉木正英からはじまる、と提示したのである。

そもそも正英と出雲大社との関係は、宝永二年(一七〇五)八月に、出雲亀卜を調査するために訪れたのが始まりである。その時、出雲大社の神職がこぞつて入門した、と彼の書状は伝えている。ただし、その前に熊谷常斎²⁸が出雲大社の儒臣になっており、さらに「別火職系譜」(佐草家文書「所収」)には、別火祇吉が「壮年ヨリ山崎垂加翁為門人、勵神学」とあることから、すでに山崎闇斎の学問が少なからず導入されていたのは確かである。だが、出雲大社が本格的に垂加神道や橘家神道を受け入れるのは、やはり玉木正英からだと思われる。その点は後述する。

ところで、森田先生が、前述の解説で、千家国造館の調査で「垂加学関係の書目」の蔵書が目を惹いた、とあった。その書目を別の論稿「出雲国造家の伝統と学問」⁽²⁹⁾のなかで、主なものを左の通り挙げておられる。(便宜上、番号を付した)。

- ① 『自從抄』(天明五年十一月吉辰写之)
 - ② 『葦原中国神聖日徳之説』(寛永五年源安崇、天明五年秋九月廿七日葵斎千家俊信謹写)
 - ③ 『神武紀二重口伝 潮翁口授』(磯波岡田正利写)
 - ④ 『神代鈔』
 - ⑤ 『垂加霊社伝』
 - ⑥ 『風葉集』
 - ⑦ 『風葉集拾遺』
 - ⑧ 『玉籤集』
 - ⑨ 『三種宝物伝』
 - ⑩ 『聖学図講義』
 - ⑪ 『敬義内外説』
 - ⑫ 『神代瓊矛草』(天明七年写)
 - ⑬ 『敬斎箴序』『仁説問答』(合綴、天明三夏五月廿五日書写畢、別筆「千家俊信蔵書」と記す)
- 森田先生によると、⑥⑨の四部は「丁重に漆の塗りも鮮や

かな函に収めて紐をかけ、別置されてあ」⁽³⁰⁾ったという。以下、谷省吾先生の「山崎闇斎編著等目録」⁽³¹⁾を参考に簡単に解説しておこう。

①は山崎闇斎が慈遍著『旧事本義玄義』から三種神器や十種宝物に関わる秘伝を抽出したものを、闇斎没後、正親町公通^{きんみち}らがまとめたもので、三種神器伝を受ける前の秘伝である。②は跡部良顕の著書で、伴部安崇^{よしたか}の跋文がある。③の「潮翁」とは玉木正英のこと、岡田正利はその弟子で江戸の垂加神道家である。④は山崎闇斎の編著『神代卷鈔』のことか未見のため不明。⑤は闇斎の神道秘伝集と同じく不明。

次の⑥から⑨までは特別に保管された書である。その⑥は闇斎の神代紀注釈書『風葉集』である。未完であったものを、若林強斎(浅見綱斎の弟子)によって纏められたのである。⑦は強斎の編とされる。⑧は玉木正英が編纂した秘伝集。⑨は「神籬磐境伝」となるぶ極秘伝である。

次に、⑩は浅見綱斎の講義録を宝永六年(一七〇九)に門人等が纏めたもの。⑪も綱斎の著書。⑫は未見のため不明。⑬は両書ともに闇斎の書で、しかも合綴されていることから、森田先生は「座右に備へ、晩年に至ったのである」⁽³²⁾という。

この書目の中で、天明三年(一七八三)、同五年、同七年と

天明年間に書写された書が、五点あることから、この時期、すなわち俊信が二十歳から二十四歳の頃に、大坂や京都で山崎闇斎の学問を修めていたことが推測できよう。なお、東京都立中央図書館に、天明五年に望楠軒で千家葵斎として書写した『釈奠次第及図』が所蔵されている。³³⁾ よって、俊信は西依成斎が大坂にあった時は大坂で、それ以外は京都の望楠軒で師事していたのであろう。³⁴⁾ 右の蔵書群も、望楠軒と関係の深い書が大半であった。そして、天明六年、俊信は出雲大社で鎌田五根から橘家神道の秘伝を受けるのである。

三、出雲大社の主流神道

では、なぜ鎌田五根が千家俊信に橘家神道を伝授したのか。その直接的な原因は、当時望楠軒に入入っていた高山彦九郎と義兄弟の契りを結んだ広島竹原の祠官唐崎士愛が関係していたと推測するが、その件は別に論じたので省略したい。³⁵⁾ それよりもここは、俊信が鎌田五根から橘家神道を伝授される前から、出雲大社の主流神道が垂加神道であったことを明らかにしておくことが大事であろう。

玉木正英が宝永二年（一七〇五）八月に弟子等を連れて出雲

大社へ参拝すると、「社中不殘入門被致」³⁶⁾ た。つまり、この出来事がきっかけで、出雲大社は垂加神道を受容するようになる。そのことを裏付ける一連の史料がある。正英が出雲大社に参拝した頃、社中第一の学者は国造北島道孝であったろう。彼は、正英が参拝した翌月の九月三日に『中臣祓』の講述を終え、同月十三日には「中臣祓秘伝」の講述を終えていた。³⁷⁾ これらの講述は、当時刊行された『中臣祓』の注釈書十六点を参考にしたので、なかでも橘三喜著『中臣祓集説』を高く評価している。だが、これらの注釈書に垂加神道家の書は一冊も含まれていない。このことは、当時出雲大社に垂加神道が伝わっていないのか、それともたとえ伝わっていたとしても、参考にするほどに重視されていなかったことを示そう。³⁸⁾

ところが、正英が出雲大社と交流してから次第に変化したのであろう。というのは、北島国造家の自重館文庫所蔵文書のなかに、国造道孝が所蔵していた山崎闇斎関係の書写本が二点納められているからである。一点目は『山崎加右衛門覚書写』である。いつ書写されたのかは不明だが、「国造北嶋出雲臣道孝」の朱印が捺され、奥書に朱書きで、「右ノ覚書ハ山崎氏嘉右衛門自筆ヲ以書写」したものとある。もう一点は、『日本書紀全部弁書』で、「国造北嶋道孝（書判）」の署名が見られる。これ

は延宝三年（一六七五）六月二十二日に「再返講述畢」えた闇齋の「神代紀」講義録であるから、日本思想大系や神道大系所収の浅見綱齋録『神代記垂加翁講義』よりも早いものである。⁽³⁹⁾

そもそも出雲大社の垂加神道は、個人的関心で受容されたのではなく、両国造の命令によって公的に導入されたものであった。次の「三種神器伝」奥書は、そのことをよく伝えていよう。

出雲大社上官千家利馬蒙^二国造公之命^一信^三我国^二尊^一神道^二仰^一予之伝、依^レ深志^二雖^一秘決^二伝^一授之、帰国^二之^一時告^三国造公^二以^レ可^レ伝^一傳^二授之^一者也、
 享保九年^(七二四)甲辰五月吉辰

跡部光海翁源良顕在判⁽⁴⁰⁾

千家利馬とは、正徳二年（一七一二）四月に、跡部良顕に『出雲大社記』を提示した上官千家正延のことで、幕府への年頭礼使と造宮願使、すなわち出雲大社を代表する両国造名代として、正徳二年と享保九年はともに江戸に滞在していた。⁽⁴¹⁾ 正利はその滞在中に、両国造の命令で跡部良顕に師事し、「三種神器伝」を伝授され、良顕も、帰国したらそれを両国造へ伝授せよ、と正利に命じたのである。⁽⁴²⁾

このように出雲大社にとって、垂加神道は公的なものであった。それゆえ、国造道孝が山崎闇齋関係の神道書を所蔵していたのも、国造名代の誰かから両国造へ提示されたものと考ええら

れよう。

この上官千家正延の後を継いだのは、上官北島孝廉^(のりむら)である。彼は俊信の祖父智通（貞通）よりも早く玉木正英に師事している。⁽⁴³⁾ その後、孝廉の子孝起^(のりおき)が、安永八年（一七七九）にそれまでの垂加神道・橘家神道関係の書を整理し、のち国造に襲職する北島惟孝に献納する。それが自重館文庫になった。⁽⁴⁴⁾ 俊信が活躍する天明年間（一七八一〜一七八九）は、その後である。よって、俊信が活躍する以前に、出雲大社で垂加神道が主流であったのは事実であり、国学が彼によって導入された後も、江戸時代を通じて垂加神道は主流であり続けるのである。

四、玉木正英著『天日隅宮考』の分析と検討

次に『天日隅宮考』の問題点を詳細に分析し、本書の意義を検討しよう。

本書は、墨付き（一丁表）から奥書（十五丁裏）まで十五丁からなる。外題（題簽）は「天日隅宮考」、内題は「出雲国杵築天日隅宮考」である。構成は、『日本書紀』神代卷⁽⁴⁵⁾から出雲大社に関する記事（祭神、神殿、司祭者）を抄出し、次に二文字下げた解説文を載せ、左の通り奥書まで含めて全七段からなる

(便宜上①～⑦の番号を付した)。

- ① 『神代紀』上巻・第八段・第六の一書(二丁表～二丁表)
- ② 『神代紀』上巻・第八段・第六の一書(①の続き、二丁表～三丁表)
- ③ 『神代紀』下巻・第九段・本書(三丁表～四丁裏)
- ④ 『神代紀』下巻・第九段・第二の一書(四丁裏～二丁裏)
- ⑤ 『神代紀』下巻・第九段・第二の一書(二二丁裏～一四丁表)
- ⑥ 『神代紀』下巻・第九段・第二の一書(⑤の続き、一四丁表～一五丁表)
- ⑦ 奥書

四・一 『天日隅宮考』①の段

①の段は、『日本書紀』神代巻上、第八段第六の一書からの抄出文で、出雲大社の祭神大己貴神のさまざまな神徳から複数の神名が挙げられた条である。その左に二字下げで、それにもとづいた祭神の神徳を簡潔に解説している。

その解説を検討する前に、抄出した『神代紀』の訓読と正英の注釈書『神代卷藻塩草』⁽⁴⁶⁾のそれと、そして山崎闇斎の訓読を反映したものとされる下御霊社板(木版本)『神代紀』⁽⁴⁷⁾のそれ

とで比較しておきたい。なぜならば、訓読は神学を反映するからである。

まず『天日隅宮考』(以下『考』と略記する)は「亦名大物主神」とあるに對し、『神代卷藻塩草』(以下『草』と略記する)や下御霊社板『神代紀』(以下『靈』と略記する)は、「亦名大物主神」とあつて、返り点が見られない。だが、それ以外、大きな相違はない。ただし、『草』や『靈』に較べ、『考』は、神名のフリガナが簡略である。それは、出雲大社では自明のことだからであろうか。

本文に続く解説文は、祭神の神徳について、簡潔に説明しているだけで、神学的な説明はない。たとえば、

幸魂奇魄の神光を見あらはし給へは^{サキミタマクシミタマアヤシキヒカリ}大国玉神とも申し、其御身に^{ミツノヤサガラムカクマ}瑞八坂瓊曲玉を被て長く隠れ給へハ^{ウツツ}顯国玉神とも^{マフ}称し奉る神号也、此神又幸魂奇魄を大和国^{ミヤコ}三諸山に祭り鎮まり給ふ大三輪明神と申も、則御一体の御事也、(二丁表裏)

と大国玉神や顯国玉神の神号の説明がなされているのみである。それに対し、『神代卷藻塩草』四では、

蓋シ大己貴命、幸奇問答反省ノ功至リ、天神賦予ノ本分ニ復リ、八坂瓊ヲ神牀トシテ、長ク隱テ宝祚ノ無窮ヲ祈リ奉

り給フ、是乃チ神徳成就ノ地、顕国玉神ニテ在坐者也、(三七丁裏)

と。すなわち、大己貴命⁽⁴⁸⁾が一人で国作りを完成した、と稲佐の浜で宣言したことを驕慢とする。だが、幸魂奇魂との問答で反省すると、その功績によって大己貴命は天神(「天御中主尊」)から賜った身に宿る心神そのもの(「天神賦予ノ本分」)に復した。これについて、山崎闇斎は『風水草』下巻で、その時大己貴命は「覚悟」⁽⁴⁹⁾、すなわち心神に活かされてきたことを悟ることとで、人格形成の最終目標とされた「天照大神の御徳義」と合致した⁽⁵⁰⁾、と見た。続いて『草』は、顕幽分治後、大己貴命は八坂瓊そのものになって、すなわち心神をありのまま發揮して長隠し、幽の地から宝祚無窮をお祈り申し上げる。一方、そうした神徳が成就した顕露の地で、大己貴命は顕国玉神として鎮座なされたところ。なお、この点は、『考』④の段「顕幽分治(分任)」の条と関連するので、あらためて解説する。

四二『天日隅宮考』②の段

②の段は、①の続きで『日本書紀』神代卷上、第八段第六の一書からの抄出文とその解説からなる。訓読においては、『考』と『草』は殆ど変わわず、『壺』はフリガナがより丁寧に付されている。

解説は、大己貴命と少彦名命は「日本医道の始り也」(二丁裏)とあり、人民や家畜に至るまで「病を療する薬方を定め」、かつ「和方ならびに祈禱加持守符の遺法世に傳て、下蒼生にいたるまで、ことごとくふかき恵ミの神恩を蒙れり」(二丁裏〜三丁表)とある。つまり、出雲大社の祭神によって、わが国古来の医術である和方や薬方が始まり、さらに鳥獸や虫の害を防ぐ祈禱なども実践するが、それらも出雲大社祭神の「恩頼」であるという。

なお、『考』より六年前の享保十年に、「日本勸化」にあわせて出雲大社が作成した『出雲大社御縁起』がある。そのなかに、出雲大社の祭神は「万民のために病を癒し、薬方を初て教給ひ、温泉に浴して病を癒す事を教へ、又は牛馬の煩にいたるまで薬をあたふるの法をしめし給ふ、日本医術の祖神とも申奉る、また鳥獸昆虫のわざハひを戒はんため、ましなひの法を教給ひ、或妖怪、或田畑を妨る毒虫をも速にはらひ除き給ふ御神なり」とあることから、正英は出雲大社の意向を『考』に反映させたものと推察する。

四三『天日隅宮考』③の段

③の段は、『日本書紀』神代卷下、第九段の本書からの抄出文で、訓読は返り点等で若干の相違が見られるのと、「皇孫」を、

『考』は「スメ(へ)ミマ」とフリガナを付すが、『草』と『靈』は「スメミマコ」としている。それ以外は、大きな違いはない。

解説は、稲佐の浜でのいわゆる国譲り交渉で、大己貴神が皇御孫命の国内統治のために、天上の使者経津主神と武甕槌神へ、みづから用いてきた広矛を授け、「皇孫尊もし此矛を以国を治め給は、必ずゆくさき、さきく幸ひましまさんとて、何の子細も及び給はす、領し給へる国々を不残奉り上給ひて、其身ハそのまゝ、百たらぬ八十限の奥ふかき方に退き隠れ給」(四丁表裏) われたことを、正英は「如此忠義を立て、朝廷を守護し奉りたまふ御神徳にて御はしましけるなり」(四丁裏)と評価する。すなわち、出雲大社の祭神の、朝廷に忠義をたて、かつ朝廷守護を御神徳とする点を重視するのである。

一方、『神代卷藻塩草』四では、『考』に見られなかった広矛についての神学的説明が見られる。

広矛ハ刃ノ広キ矛ナルヘシ、大己貴、神平生装齋シ、人ノ望シテ畏ル、所、仍テ天孫ニ捧ケ奉リ、以テ帰順ノ驗ヲ国内ニ示シ給フ者也、古説ニ真心堅固ノ事相トシ、又智勇広大ノ表ニシテ、治国ノ要道ヲ授ルノ義トモ云ヘリ、一説ニ広矛ハ古事記ニ所謂比々羅木、鉾也、本大己貴ノ神財ニシテ、天孫ニ授ケ奉リ、天孫ヨリ景行天皇、時ニ至ルマテ内

裏ニ在リ、景行天皇、日本武尊ニ賜リ、日本武尊、皇太神宮ニ奉獻シ、倭姫命、緋囊ニ納テ八尋殿ニ崇メ祭ラセ給フ事、詳ニ神名秘書裏書等ニ見ユト云ヘリ、(一四丁裏・一五丁表)

すなわち、この広矛を天孫(皇御孫命)に捧げ申し上げることで、国内の代表神である大己貴神が、天孫に帰順したことを国内に示したとする。また、『古事記』中巻にある、景行天皇が倭建命に下賜した「比比羅木之八尋矛」とこの広矛とは同一である、との説をあげる⁽⁵²⁾。そして、古説によると、その広矛は正直を表し、智勇広大をも表すことから、その所有者、すなわち大己貴神は「治国ノ要道」を授けられた者となる。その広矛が天孫に授けられ、景行天皇まで内裏にあったが、天皇はそれを日本武尊に授けられ、尊は皇大神宮へ奉獻した。それを倭姫命が緋の囊に納めて八尋殿にて崇祭させた、との説を『神名秘書』裏書などから紹介する。なお、『倭姫命世記』には、比々羅木の「八尋鉾根」を、倭姫命が緋の囊に納め、八尋機殿に状態を隠して、皇大神の御霊として崇祭申し上げたとある⁽⁵³⁾。

『考』には、そうした神学的説明はなく、朝廷に忠義を立て、朝廷を守護する祭神の御神徳を強調するに留めている。

四一四『天日隅宮考』④の段

④の段は、『日本書紀』神代卷下、第九段の第二の一書からの抄出文で、『顯幽分治（分任）』の条である。

訓読では、『天日隅宮』を、『考』は「(アマ)ノヒズミノ(ミヤ)」（カッコ内はフリガナが省略されている。以下同じ）とフリガナを付すが、『草』は「(アマ)ノヒズミノ(ミヤ)」とあり、『靈』は「アマノヒズミノミヤ」とあって、『考』に見える濁点が無い。

次に、高皇產靈尊の顯幽分治の神勅における訓読の相違を比較しておこう。左の三書を列記し、注目語に傍線を付した。

『考』——「夫汝所治顯露之事、宜_ニ是吾孫治_一之、汝則_ハ可_ニ以治_ニ神事_一」

『草』——「夫汝所治顯露之事、宜_ニ是吾孫治_一之、汝則_ハ可_ニ以治_ニ神事_一」

『靈』——「夫汝所治顯露之事、宜_ニ是吾孫治_一之、汝則_ハ可_ニ以治_ニ神事_一」

『考』は大己貴神（「汝」にあたる）の「所治」と皇御孫命（「吾孫」にあたる）の「治」とを区別すること無く、いずれも「シ

ラス」と訓み、『草』と『靈』は前者を「シレル」または「シル」と訓み、後者を「シラス」と訓んで区別する。ちなみに「シラス」は「シル」の尊敬語であるから、『草』『靈』はあきらかに大己貴神よりも皇御孫命を上位としていることがわかる。

次に挙げた神語は、その神勅に対する大己貴神の報答である。同じく三書を列記し、注目語に傍線を付した。

『考』——「吾所治顯露事者、皇孫當_ニ治_一、吾將_ニ退_一治_ニ幽事_一」

『草』——「吾所治顯露事者、皇孫當_ニ治_一、吾將_ニ退_一治_ニ幽事_一」

『靈』——「吾所治顯露事者、皇孫當_ニ治_一、吾將_ニ退_一治_ニ幽事_一」

前述したように、『草』や『靈』は、大己貴神（「吾」にあたる）と皇御孫命（「皇孫」にあたる）とで、「治」に対する訓読を「シル」「シロシメス」と区別する。それに対し、『考』は、大己貴神は顯露事を「シラス」とあるが、皇御孫命は「ヲサメ玉フ」と訓み、それに対して、大己貴神は幽事を「ヲサメン」と訓んでいる。実は『考』の訓読は、国史大系本をはじめ日本

古典文学大系本など現代の訓読とまったく同じである。ちなみに本居宣長の訓読も『考』に近い。『古事記伝』十四之巻にこの神語が引かれているので、参考に挙げておこう。

アカシセルアルハニゴトハ、スメマフミトシロシメスシ
吾所治顕露事者、皇孫當治、吾將退治二幽事一

とある。宣長は「シラス」と「シロシメス」と区別しているようだが、同書で解説文では、「今此大神の、其神事を掌り治めすも、即皇朝の大政を、幽に助奉りたまふなれば、侍はむと云に、其意はこもりと云なり」とある。その「侍はむ」の意とは、「さて今此神の如是白したまふは、遠き黄泉国に隠れながらも、なほ天神御子の大神前に伺候居る心ばへにて、遙に守衛奉らむの意なり」とある。すなわち、黄泉国にあつても、顕国を統治する皇御孫命のお側近くで護衛したい、との「心ばへ」、志を指すのである。そもそも、宣長は「百不足八十限」を「即黄泉国なり」と考え、この世は顕国と黄泉国（幽国）とに相分かれ、あらゆる事が顕と幽とで相交わり、幽より顕は助けられるのであり、「此世間にありとある幽事は、悉に此大神の所知看すことぞかし」という。

この宣長の解説を見た場合、『古事記』のように、「シラス」

と「ウシハク」は顕国での区別であつて、顕幽統治においては当てはまらず、ともに「シロシメス」と考えていたと思われる。つまり、顕（顕国）を統治することと、幽（黄泉国）を統治することとは、統治者ともに同格と理解していたようである。恐らく、宣長はそうように神学的にも理解していたのであろう。それに対し、『霊』や『草』では、皇御孫命の統治を上位にみていた。しかし、『考』では、そうした区別を付けなかった。その理由は、不明であるが、それは後述する神皇一体・祭政一致の神学とも関連しよう。

さて、この段は正英がもっとも大事としたところで、解説も豊富で、全十五丁のうち六丁表から十三丁表までの計八丁にわたる。そもそも顕幽分治とは、目に見える世界、すなわち顕事の統治を大己貴神から皇御孫命に委譲し、大己貴神は目に見えない世界、すなわち幽事を統治せよ、と高皇産靈尊が勅命したものである。その幽事を統治すること、「神代紀」では「神事」を統治することを、正英は『考』で次のように解説する。

神事を治とハ、神明を敬ひ祭り、冥慮を以て 宝祚無窮・天下太平を祈り奉り申させ給ふ御事也、（五丁裏く六丁表）と。「神事をシル」とは、顕に在る者が幽にある神明を敬い祭ることと冥慮（神明の御力）が発揮され、その冥慮をもつて、

頭における皇統が永遠に続くことと、天下が太平であることとお祈り申し上げる御事という。それに続けて、

我国ハ 神皇一統の御事にてましませば、祭政一に行ひま
いらさせ給ふ故、万々世に至るまで冥慮を以て皇統を守護
し奉らせ給へとの 勅命也、凡そ諸社の社人、此旨を守り
皇統無窮を祈り奉らずんば、其職をしらざるなるべし、(六
丁表)

と。わが国は、目に見えない世界の神々と目に見える世界の統治者(天皇)とを区別なく一体(シラス当事者、神皇一体)として扱うから、幽対象の祭事と顕対象の政事も一体(シラス対象、祭政一致)で行われる。この神皇一体・祭政一致の神学をもって、高皇産靈尊は皇統守護をお命じになった。したがって、一般に神社の神職も、その勅命の趣旨(神皇一体・祭政一致の神学)をよく守らなければ、神職としての使命を知らない者、と批判されても仕方が無い、と正英は説くのである。

それに対し、出雲大社の神職は、靈元天皇から賜った「永宣旨」に謳われている「自重」や「永職」を体現してきたのだから、神皇一体・祭政一致の神学を実践する神職の鑑といえないだろうか。おそらく、正英は、ここで神職の使命(神皇一体・祭政一致の神学をもって皇統無窮を祈る事＝神事をシル事)を

説くことで、暗に出雲大社の特性を高く評価したのであろう。それに続いて正英は、出雲大社の神殿や祭神、そして司祭者がそうであることを明記していく。

たとえば、天日隅宮とは宮号下賜の最初であろうとし(是ぞ宮号賜ハリし始めとも申へきか)、神殿の規模も尋常でなかったことを記す。

中頃までハ高さ十六丈、広さ十八間許なりしが、近頃より
高さ八丈、広さ九間の神殿、今にかはらず八雲山の雲にそ
びへて立せ給ふ、(七丁表)

この規模については、当時の大社神職から受けた情報であるうが、広さ十八間許りとは初見である。また、近頃より「広さ九間」とあるが、六間の誤りではないだろうか。⁽¹⁴⁾

そうした伝承の真偽は別の機会に譲るとして、ここで注目したいのは、「今にかはらず」続いている、との表現である。

次に続く解説もその点を強調している。

此神殿に大己貴命御生世より今にかはらず鎮り定り 皇
孫尊の御世を千秋長秋と守り恵ミ奉り給ひける(七丁表・裏)
神代に皇統無窮・天下太平を祈るために、大己貴命が顕露の世界で活躍していた時に建てられた天日隅宮が、「今にかはらず」そのまま鎮座しているからこそ、皇統無窮・天下太平であ

り続けている、と評価する。この評価は、前述の「神事をシル」の趣旨や「永宣旨」の趣旨とも合致している。

そして、天日隅宮は、大己貴命の皇統無窮・天下太平の御心そのものである、ともする。

すみやかに国を奉り上給ひて、其御身に八坂瓊之曲玉を被給ひ、全鉢玉の御徳に成給ひて、此杵築大社天日隅宮に寂に長く隠れ鎮り定りましき(九丁表)

ここは前述の『神代卷藻塩草』四にあった「天神賦予ノ本分ニ復り、八坂瓊ヲ神鉢トシテ、長ク隠テ宝祚ノ無窮ヲ祈リ奉リ給フ」に通じる。大己貴命は「御生世」より、皇統を守護してきた。しかも、国を献上した後も、全身玉の御徳、すなわち皇統無窮を願う心神そのものになって「天日隅宮」に鎮座されたのであるから、「天日隅宮」は大己貴命の「冥慮」がそのまま発揮されている、といえよう。

その司祭者出雲国造の解説も、それに準ずる。

汝の祭祀を主とらんものハ天穂日命是也、とて此神の御生世より祭官の家をも立たせ給ふ、此天穂日命ハ天照大神の御子、出雲国造の先祖也、此嫡孫今北島・千家とて本殿の東西に侍りて、此神に仕へ奉り、神代の昔より神水神火を伝へて、他の水火を食せず、常潔斎して神代より今に一日

もをこたらず、大己貴命の治せ給ふ幽事の神秘を伝て、玉鉢安全・天下泰平を祈奉る御事なり、如此祭官の家までも朝廷より定めさせ給ひて、残る所なく叡慮をめぐらしおはします御事、まことにたぐひなくめでたき御事にてぞ、(八丁表・裏)

ここで注目するのは、出雲大社は、「玉鉢安全・天下泰平」のために、祭神、神殿、そして祭官(司祭者)まで「朝廷より定めさせ給ひ」て、あらゆる面で天皇の大御心(「叡慮」)で満たされた、「まことにたぐひなくめでたき」神社である、と評価したところである。

この解釈は、後世「出雲国造神賀詞」の奏上儀礼を大和朝廷への服属儀礼とする説を否定するものでもあろう。そもそも大和朝廷は、出雲大社を「玉鉢安全・天下泰平」のために、祭神、神殿、祭官まで朝廷が定められ、あらゆる面で天皇の大御心で満たされた、まことに類いなくめでたき神社にする必要があった。しかし、それはあくまで大和朝廷側の希望であり、それを出雲大社側が実行することの保証はない。それを厳格な斎戒沐浴を経て実行したのが、「出雲国造神賀詞」の奏上儀礼なのである。そして、それを高く評価したのが「永宣旨」であった。そう考えると、服属儀礼説は、彼らの神学からして再考を要す

るものといえよう。

正英は、出雲国造による大己貴命の祭祀が、神代から今に至るまで「一日もをこたらず」続いているお蔭で、皇統無窮・天下太平も実現していることを高く評価する。そして、その点こそが、「永宣旨」の趣旨と合致するところでもあった。

次に摂社・末社の説明に移る。順に主な社殿を検討しておこう。

まず、本殿東に鎮座する摂社「天先社」は、「天前社」(神魂伊能知比売神社)のことで、祭神は脚摩乳、手摩乳である。『出雲大社記』『神代卷藻塩草』や佐草自清の『出雲水青随筆』は、いずれも同じ祭神説をとる(現在は蛸貝比売命・蛤貝比売命とする)。

次に、その隣の本殿側に鎮座する第一の摂社「御向社」(大神后神社)の祭神は、須勢理姫命とする。ところが、『出雲大社記』は高皇産靈尊の娘「美穗津姫」とし、『神代卷藻塩草』四も「三穗津姫ハ神名式出雲国杵築大神后神社」(三八丁裏)とする。佐草自清によると、美穗津姫説もあるそうだが、根拠がないとして、『旧事紀』の須勢理姫命説を支持した⁽⁶²⁾。だが、その祭神説を採用すると、同じ父神をもつ大己貴神と須勢理比売命とが夫婦であるのは、儒教的観点から問題が生じる。そこで正英は『出雲大社記』や『神代卷藻塩草』では「大后」を須

勢理比売命ではなく、三穗津姫としたのであろう。ところが、

『天日隅宮考』では、出雲大社側の説を尊重している。

次に、本殿西に鎮座する摂社「筑紫社」(神魂御子神社)の祭神は、天照大神の心化「皇統守護之三女」、すなわち「田心姫・湍津姫・市杵嶋姫」とする。『出雲大社記』や『出雲水青随筆』も同じである(現在は多紀理比売命とする)。なお、心化について、次のように解説している。

心化と申すハ、実の御形ましますず、日神世々の皇統守護し思し召御心の御神霊のこらせ給へるに、神号を奉り斎き祭らせ給へる御神なり、(九丁裏一〇丁表)

この心化とは、実体はないが、天照大神が永遠に皇統を守護したい、との御心の神霊を凝らせられたものに、神号をお付け申し上げ、お祭りなされた神のことをいう⁽⁶³⁾。では、なぜ三女神が出雲大社に祭られているのであろうか。それについて、次のように解説する。

此神を素盞鳴尊へ授させ給へる故、素盞鳴尊守護し給ひて、此処に鎮座ましますなり、(一〇丁表)

すなわち、皇統守護の三女神を、天照大神が素盞鳴尊に授けられた(『日本書紀』神代卷上、第八段の本書)ので、素盞鳴尊は三女神を守護なされるために、この出雲大社で祭られたとす

る。こうした皇統守護のシンボリック的存在とされた三女神⁽⁶⁴⁾が、出雲大社の摂社で祭られていることを、正英は高く評価した。

ところで、出雲大社は、寛文度の造営遷宮で、境内地の東西に十九社を設置した。その神殿は、左に示したように、神在月に諸国の神々が神集う神殿という。

同(注、神殿) 左に十九社、右に十九社の神社有、是八十月神在月に大己貴神の領給^{ヒヤク}へる八十万神々諸国より神集に集ひ給へる神殿也、十月に諸神つとひ給ふ故、此国に限りて神在月と申也、(十丁表)

出雲大社に諸国の神々が集うのは、『日本書紀』に「大物主神」が事代主神とともに八十万神を統率して、天上の高皇産靈尊の御前に参集したことに因む⁽⁶⁵⁾。

次に興味深い記事として、素盞鳴尊と所縁のある「清地^{すがのち}」とは、八雲山麓にある素鷲社とその御前である、という。

本殿の後一町計を去て八雲山有、是ぞ素盞鳴尊、出雲国清地といふ処にいたり給ひて、稲田姫命と共に住せ給はんとて、宮所求め給へる時、此山より八色の雲立のほりければ、八雲立出雲八重垣と詠し給ふ、宮居^{シメ}卜給ひて、御子大己貴命を御出生し給ふも、則此所なり、仍て本殿の後八雲山の麓に素鷲社とて、素盞鳴尊鎮り定りますます、御生世

の昔より今に宮処あらたまらず此処也、(一〇丁裏―一丁表)

簸川上より此処にうつらせ給ひ、吾心清々之と興言し給ひしより、その処の名となりて、今に清地とそ申ける素鷲社の御前に、素鷲の地の旧跡も今に残りてぞ侍りける(一一丁裏)

江戸時代、素鷲社は「素盞鳴尊、稲田姫命、大己貴命」の三神を祭る社とされ(現在は素盞鳴尊⁽⁶⁶⁾、その御前(周辺)が「素鷲の地」であると考えられていた。この説は、当時の出雲大社の見解である。たとえば、佐草自清も『出雲青水随筆』二に、抑杵築大社^ハ【一日三日隅宮】所造^ヲ天下^ニ大己貴^ヲ大神一座^{ナリ}矣、域中蛇山【一日八雲山】之下^ニ在^ニ出雲社、【日素鷲宮、称地主】素盞鳴・稲田姫・大己貴神三神合祭^セ矣、(中略)所謂出雲社者、八雲立御神詠之霊地、此即素鷲里也、日隅宮造^リ奉^リ而後為^ニ杵築郷^ニ、然至^レ今日^ニ出雲社^ノ込^ノ於素鷲^ト、(二四七頁) *【一】内は割注を表す。以下同じ。

としている。本殿背後にある八雲山を、蛇山(おろちやま)といつから呼ばれたのかは不明だが、明らかに八岐大蛇と素盞鳴尊を連想させる名称である。この説は、『国造事実再考』を見

る限り、寛文期以前は千家国造側から批判されていた。しかし、『出雲大社記』や左にあげた享保十年（一七二五）に「日本勸化」の際に作成した『出雲大社御縁起』にも、その説は採用されるのである。

初素盞鳴尊^{はしめそこのをみことひのかみ}鏡川^{かがみ}上に至り、八岐の大蛇^{やまたのおろち}をきり給ひ、稲田^{いなた}姫^{ひめ}を娶^{めとり}、御夫婦^{ごふうふ}とならせ、御心^{おんこころ}すがすがしと宜^{よろ}ひしより、此所^{このところ}をさして、すかの里^{さかのさと}と申なり、八雲立^{やくもたつ}の神詠^{しんよ}も此所^{このところ}にて読^よみ給ふによりて、和歌^{わか}の祖神^{そしん}とも申、亦是^{また}夫婦縁^{ふうふえん}むすひの神^{かみ}と祝^{いは}ひ奉^{ほう}るなり、此所^{このところ}にて御子^{みこ}大己貴^{おほなむすひ}命^{のみこと}生れさせ給^{たま}ふ⁽⁹⁹⁾

と。『御縁起』にある「此所」とは、出雲大社境内地を指し、そこを「すかの里」と見ていたのである。

さらに、松井初齋編『大社志』もその説を採用し、『出雲大社記』にある「素鷲社事実」をあげ、一般に知られた大原郡に鎮座する「須我社」（現、雲南市の須我神社）は式外社、すなわち非官社であるから、その地は当たらないとした。

このように、出雲大社境内地、具体的には素鷲社の御前（周辺）^{そののさき}が、素盞鳴尊が八雲立の歌を詠じた「清地」^{すがのち}（「素鷲の地」^{そののさき}）⁽¹⁰⁰⁾「素鷲里」^{そののさき}「すかの里」であるとの説は、出雲大社の公式見解であったのである。これは近世独自の神話であろうか。

次に、神在月になると龍蛇が、姿形を変えることなく、海からあがることも神代より変わらないという。

此竜蛇、神代より今に断絶なく、としごとに一つ宛あがり給ふ、扱此竜蛇、年をふれとも其形少しも損する事なし^(一二丁裏)

『出雲大社記』の「○祭禮年中行事」十月神在齋の条に、「日之間、錦紋小蛇出^で杵築海汀^{きづきうみづ}」【号^二之龍蛇^一、長尺余、具^二三十社之紋龜甲^一】（七〇七頁）とあり、『出雲水青隨筆』三の「大社年中行事」十月条にも、「齋日之中、有^有錦紋^{錦紋}小蛇^{小蛇}【号^二之龍蛇^一、長尺余、鱗有^有大社之御紋龜甲^一】以浮^ひ來^来於杵築之海浜^{きづきのうみ}、」（二九四頁）とある。『出雲大社御縁起』にも「海中より錦色^{しんしき}の龍蛇^{りゆうだ}、藻草^{もくさ}にのり浮^うかき来^{きた}れり、上古^{しやうこ}より今日迄^{こんにち}かハらず神前^{せんぜん}の供物^{くぶつ}となれり」とある。

以上、④の段は、出雲大社が神代から「神事をシル」神社、すなわち皇統守護を祈る神社（神殿、祭神、祭官）である根拠を示したところである。改めて纏めると、高皇產靈尊から皇統守護の勅命を賜った大己貴命（祭神）が、最初の宮号を賜った天日隅宮（神殿）に鎮座し、司祭者は同じく勅命を賜った天照大神の御子天穗日命の子孫である出雲国造（祭官）が、大己貴命の御存生から奉仕してきた。さらに摂社の筑紫社に、天照大

神が素盞鳴尊に賜った皇統守護の三女神を祭る、など、垂加神道の神学に照らして、正英は「まことにたぐひなくめでたき」神社と高く評価した。

一方で、第一の摂社御向社は、三穗津姫ではなく須勢理比売命とし、八雲山（別名蛇山）麓の素鷲社は「素盞鳴尊、稲田姫命、大己貴命」の親子を祭り、その御前が「清地」「素鷲の地」とする出雲大社側の見解を尊重する。さらに、神在月には全国から神々が参集して、東西の十九社に宿り、その期間中に稲佐の浜から龍蛇が浮かび出て、神前に供えられるとの、出雲大社側の特性をも記したのである。

しかも、いずれもが出雲大社で神代から「今にかはらず」行われてきたコトであり、モノであった。だからこそ、「今にかはらず」皇統無窮・天下太平も維持されてきたといえよう。そして、その関係性がかつて強調したのが、「永宣旨」であった。

四・五 『天日隅宮考』⑤の段

⑤の段は、前段同様『日本書紀』神代巻下、第九段第二の一書からの抄出文で、大物主神と事代主神が八十万神を天高市に引き連れ、高皇産靈尊に表敬訪問したところ、尊は娘三穗津姫を大物主神に配し、八十万神とともに永遠に皇孫の為に守護するよう命じたところである。訓読はほぼ同じ。

垂加神道では、高天原は大和国高市郡にあったとすることから、大物主神たちは、そこにある「皇居に昇り、その誠款至を陳し上させ給ふ」（二三丁表）た、と解説する。

前段で『考』は、出雲大社側の見解を尊重して、第一の摂社御向社の祭神を須勢理比売命とした。では、『出雲大社記』で御向社の祭神とした三穗津姫は、どこで祭られるとしたのか。それについて、「三穗津姫命は、今杵築宮の後の山道を二里計に鷲社と申すに鎮まらせ給ふ」（二三丁裏）とし、この社は「疱瘡守護の神」と解説する。

ところが、鷲社の祭神を三穗津姫とする説は、この『考』以外未見であるから、何を根拠にこうした説を出したのかは不明である。ちなみに、『出雲大社記』は、「御向社 美穗津姫」とあり、「鷲社 疱瘡守護神イナセハキノヨシ」とある（七〇五頁）。また、『懷橘談』下巻「鷲宮」の項では、鷲宮の祭神に「素盞鳴の妾」説と「瓊瓊杵尊」説があることを紹介し（二二五頁）、黒沢石斎の子長頭・長尚兄弟らが編纂した『雲陽誌』の鷲宮祭神説もそれとほぼ同じ内容である。現在は、大穴持伊那西波岐神社が正式名称で、祭神は稲背姫命（天穗日命の子天夷鳥命の別名）と八千戈神および素戔神を合祀する（二三）。

四一六『天日隅宮考』⑥の段

⑥の段も前段に続いている抄出文で、「大己貴命の御神霊を朝廷より祭らせ給へる事」(一四丁表)を記載する。ここで正英は、天穗日命すなわち出雲国造が、皇御孫命の名代(「御手代」として大己貴命の神霊を祭ることを高く評価している。

皇孫尊の御手代として、此大己貴命乃御神霊を始めて祭り禮^{イキヤ}ひ給ふ、まさに君の御手つから祭らせ給へるを准せらる、御事、たくひなき御尊ミなれは、神恵もさこそ玉體安全・天壤無窮に天津神籬・天津磐境をおこしたててそ守護^{モリ}たまふらむ(一四丁裏一五丁表)

正英が出雲大社の祭神を高く評価するのは、本来ならば皇御孫命、まさに天皇ご自身が祭るべきほどの神として尊ばれてきたからである。『神代卷藻塩草』四に、この箇所解説がある。

代御手ハ、皇孫二代リテ祀ルヲ云、此神ハ大物主、神ヲ指シテ云、蓋シ永ク八十限ニ隠レテ神事ヲ治シ召シ、躬ニ八坂瓊ヲ被テ皇孫ヲ護リ奉リ給フヲ以テ、皇孫ヨリモ亦禮ヲ盛ニシテ敬祭シ給フ者ニシテ、凡ソ神ヲ祭ルノ本旨是也、始^テ起^テ於此トハ此時ニ事起リテ、後世此法ヲ以テ此神ヲ祭ルヲ云ヘリ、蓋シ平生ノ祭祀ハ、天穗日命ノ主リ給ヘトモ、此ハ格別ニ朝廷ヨリ臨時ノ祭ヲ行ハセラル、ヲ記セル

ナルヘシ、(三九丁裏・四〇丁表)

と。そもそも正英は、神籬磐境の神勅とは、高皇產靈尊の神霊(宝祚無窮・天下太平の願い)を封じた神籬を、天と地とでともに祭る事とした。だが、『神代紀』を素直に読めば、大物主神を、天から高皇產靈尊と地から天兒屋命・太玉命とが、皇孫守護を願って祭祀する事が、その神勅の趣旨である。したがって、天兒屋命の宗源神事(幽事)も大物主神を祭る事を指す。

ところが、正英はその点は論ぜず、ただ太玉命だけが代御手^{ミテシロ}(天皇の名代)として大物主神を祭祀するとしたのである。

正英は『神代卷藻塩草』四で、「神ヲ祭ルノ本旨」とは、皇孫を守護する神を、皇孫が礼を盛んにして敬祭すること、という。これは天照大神が三女神に賜った神勅にもとづく。^(註)「大己貴命乃神霊」(大物主神)もこのときから、「神ヲ祭ルノ本旨」にもとづき、勅祭を受けることになった。すなわち、「君の御手つから祭らせ給へるを准せらる、御事」になったのである。それほどの「たくひなき御尊ミなれ」ば、「大己貴命乃神霊」の「神恵もさこそ玉體安全・天壤無窮」に冥慮を発揮して下さるであろう。そこでさらに「天津神籬・天津磐境をおこしたてて」、すなわち「天日隅宮」を創建して、「玉體安全・天壤無窮」を確実に「守護^{モリ}たまふらむ」と、「朝廷」がなされたので

ある。

ただし、『神代卷藻塩草』四では、ここは格別臨時の勅祭を示したものとす。それに対し、『天日隅宮考』では、「平生ノ祭祀」は、出雲国造が、「皇孫尊の御手代」として「大己貴命乃神靈」を「今にかはらず」祭っていることを、正英は高く評価した。そして、この神学が、江戸時代を通じて出雲大社を支えてきたのである⁽⁶⁾。

四一七 『天日隅宮考』⑦の段

⑦は奥書である。それによると、正親町公通が玉木正英にこの書を記させて靈元法皇に献上したもの、とある。

享保十六年十二月

玉木正英謹記

右一卷、正親町従一位公通卿、令玉木五幡翁正英筆記之、

所献 仙洞御所也、(二五丁裏)

出雲大社は「玉体安全・天壤無窮」のために朝廷が定めた神社である。その根拠を示した『天日隅宮考』を、正親町公通から「永宣旨」を下賜なされた靈元法皇に献上したのである。当時、玉木正英は六十二歳、正親町公通は七十七歳、靈元法皇は七十八歳で、翌年法皇は崩御される。

一方、出雲大社では前年の九月十三日に、前述の国造北島道孝が六十一歳をもって帰幽し、直孝が同月十五日、国造に襲職

した。千家国造方では、六年前の享保十年に七歳の俊勝が国造に襲職し、実父の智通が後見役になっていた⁽⁷⁾。その智通が、享保十六年八月十七日に玉木正英に「神道誓紙」を提出する。なお、松江藩では、その十日後、藩主宣維が没し、十月十三日に幼少の宗衍が襲封している。

当時の出雲大社や松江藩の状況から考えて、この『天日隅宮考』は、千家智通が上京のおり、垂加神道道統者でもある正親町公通に依頼し、公通から玉木正英に執筆させたもの、と推測する。そもそも、智通は国造になる身分であったが、実父直治が佐陀神社との争論で、幕府から免職を命じられたため、東上官に成り下がった。ただし、東上官家は、近世初頭に創設された「二百石家」と呼ばれた別格の社家であり、宗家が万一の時は国造を輩出する家であった。よって、智通の子俊勝は、国造に襲職できたのである。

当時の智通は、俊勝国造の後見役のみならず、国造北島道孝亡き後は、出雲大社の将来を背負う第一人者になっていたのではないだろうか。その使命感から、『天日隅宮考』の作成を正親町公通に依頼し、「永宣旨」を下賜された靈元法皇に献上することで、今も変わらず皇統無窮・天下太平を厳格な潔斎のもとで祈り続けていることを御奉告申し上げ、ご安堵を願おうと

したものと考ええる。

なお、東上官は智通以降、「通」を通り名としている。

智通（貞通）——通可——長通——敬通——孫通——之通⁽⁷⁸⁾

この通り名「通」は、正親町公通の「通」を受けたものと思われる。もちろん、それを明記した史料は未見であるが、このような系図を見る限り、さもありなんといえよう。なお、智通の子長通は、千家俊信が活躍していた頃の有名な垂加神道家である⁽⁷⁹⁾。

もう一点、智通が正英に「神道誓紙」を提出し、正英が公通の命で『天日隅宮考』を著した享保十六年とは、山崎闇斎五十年祭の年でもあった。闇斎の学問を継承する門人らにとつて、その年が如何に大事な年であったことは、いうまでもなく、その記念すべき年に、これらのことが起こつたのは、決して偶然ではない、といえよう。

おわりに

出雲大社の縁起には、出雲大社の神殿と祭神、そして司祭者が明記されていなければならない。なぜならば、それらの三つが一体となって皇統無窮・天下太平に貢献してきたからである。

それを高く評価したのが「永宣旨」であった。ところが、佐陀神社との争論で敗訴した後は、「永宣旨」下賜が公言できなくなる。

そこで『天日隅宮考』は、「永宣旨」の趣旨を垂加神道の神学で明確にしようとしたのではないだろうか。

大己貴命は在世中から皇統無窮・天下太平を実行する神で、幽界へ遷った後も、「神事をシル」こと、すなわち皇統無窮・天下太平の冥慮を大己貴命から受けるため、天皇（朝廷⁽⁸⁰⁾）は「たくひなき御尊ミ」をもって天日隅宮を創建し、司祭者をご自身の名代（皇御孫命の御代手）として天穗日命に命じられた。それ以来、その神殿で、子孫の出雲国造が、「今にかはらず」厳格な潔斎のもとで祭祀を奉務している。このようなことから、出雲大社は、「残る所なく 叡慮をめぐらしおはします御事、まことにたくひなくめでたき」神社である、と玉木正英は高く評価したのである。

出雲大社ほど皇統無窮・天下太平を祈る条件のそろった神社は、類を見ない。それが『天日隅宮考』で繰り返し述べられた「たくひなき」との表現であった。出雲大社は神代から現代に至るまで、いかなる状況下にあつても皇統無窮・天下太平のために祈り続けている。そのことを、皇統無窮・天下太平を案じ

ておられた靈元院にご報告申し上げて、大御心を和らげていただく必要があったのではないだろうか。そこで千家智通らが資料を提供し、正親町公通と玉木正英が協力して『天日隅宮考』を著し献上したものと推察する。その根拠を明らかにするのは、今後の課題としたい。

【翻刻】

〈凡例〉

一、『天日隅宮考』は、北島国造家自重館文庫所蔵である。

一、『日本書紀』神代巻の本文（本書、一書）が掲げられ、そのとなり二下げで玉木正英の解説が施されている。

一、丁数冒頭箇所に、丁数を（ ）に明記した。

一、便宜上、本文段毎に数値①②・・・を入れた。

一、便宜上、読点「、」や中黒「・」を付した。

一、漢字、仮名等は、できるだけ忠実に翻字したが、省略文字や踊り字は、コト、シテ、トキ、など二字にした。

一、不明な字は□で表した。

（表表紙・題簽）「天日隅宮考」

（内表紙）「天日隅宮考」

（内題）「出雲国杵築天日隅宮考」

（二丁表）出雲国杵築天日隅宮考

①日本書紀神代巻曰、大國主神、亦名大物主神、亦號國作大己貴命、亦曰葦原醜男、亦曰二千戈神、亦曰大國玉神、亦曰顯國玉神、其子凡有二百八十一神、

古へ葦原、中國に螢火光神、蠅聲邪神ありて、荒振事とも多く、磐石草木にいたる迄、悉く能ものいひける時、大己貴神廣予二丁表を打振、国々をめくり、一々邪鬼を摧伏て、ことごとく莫不三和順平け治め、大國の主となりて、大きに勢ひを振ひ給へハ、大國主とも、大物主の神とも申し、天下を経営し、国を作り、大家を持給ふ故、国作大己貴命と号し、金氣武徳の其顔せに、自然とあらはれは、葦原乃醜男と申し、武備へ具はり定しかハ、八千戈神共申し、幸魂奇魂の神光を見あらはし給へは、（二丁表）大國玉神とも申し、其御身に瑞八坂瓊曲玉を被て長く隠れ給へハ、顯國玉神とも称し奉る神号也、此神、又幸魂奇魂を大和國三諸山に祭り鎮まり給ふ大三輪明神と申も、則御一躰の御事也、

②夫大己貴命與少彥名命戮力一心經二宮天下、復爲二顯
見蒼生及畜產則定其療病之方、又爲攘鳥獸昆虫
之災異、則定其禁厭之法、是以百姓（二丁義）至
今咸蒙二恩賴、

大己貴命・少彥名命ハ、日本醫道の始り也、又温泉に浴し
て病を治する事をも教へ給ふ故、湯山主とも申すなり、人
民のミならず、家に畜へる牛・馬・鶏・犬乃類いたるまで、
病を療する薬方を定め、又化鳥・狐狸乃災異、及稲虫・蛇・
蜈蚣・蜂等の害を攘ひ、禁ひ厭る法を定め給へり、今和方
ならびに祈禱加持守符の遺法（三丁義）世に傳て、下蒼生にい
たるまで、ことごとくふかき恵ミの神恩を蒙れりとなり、

③同紀曰、經津主・武甕槌二神、於是降二出雲國五十
田狹之小汀、則拔二十握劍一倒植一於地一踞二其鋒
端一而問二大己貴神一曰、高皇產靈尊欲下降二皇孫一君中
臨此地、故先遣二我二神一驅除平定、汝意何如、
當須避不略太己貴神對曰、如吾防禦者、國內諸神
必當同禦、今我奉避、誰復敢有二不順者一、乃以下平國（三
丁義）時所杖之廣矛上、授二二神一曰、吾以二此矛一卒有治
功、天孫若用二此矛一治國者、必當平安、今我當二
於百不足八十限將隱去矣、言訖遂隱、

大己貴命の擢き伏て平治し給へる葦原中國へ、皇孫尊を天
降し奉らむとて、經津主・武甕槌二神を出雲國五十狹之
小汀へつかはされて、大己貴命へ其由、勅命ありしかば、
大己貴命答申上給ふハ、もし吾いなど申候て（四丁義）防禦申
さは、国の内乃諸神も、ことごとくそむき奉るへし、今我
勅命にしたかひ奉りて、事故なく國を奉りあけて避たてま
つるうへハ、誰か敢てまつるはぬものあらんやとて、則國
を平け給ひし時のしるしの廣矛を、二神へ授け給ひて申た
まふハ、吾此矛を以、つゐに大きな功をなせるあり、
皇孫尊もし此矛を以、國を治め給はば、必ずゆくさき、さ
きく幸ひまします（四丁義）とて、何の子細も及び給はす、
領し給へる國々を、不殘奉り上給ひて、其身ハそのまま百
たらぬ八十限の奥ふかき方に、退き隠れ給ひぬ、如此忠義
を立て、朝廷を守護し奉りたまふ御神德にて御はしまし
けるなり、

④於是經津主神則還昇報告時、高皇產靈尊乃還二遣二
神一勅二大己貴神一曰、今者聞二汝所言一深有二其理一、故
更條條而勅之、夫汝所治顯露之事、宜二是吾（五丁義）孫
治一之、汝則可三以治二神事一、又汝應レ住二天日隅宮者、今
當供造、即以二千尋栲繩結、爲百八十紐、其造レ宮之

制者、柱則高太、版則廣厚、又将田供佃、又爲下汝往來遊し海之具、高橋浮橋及天鳥船亦將供造、又於天安河亦造打橋、又供造百八十縫之白楯、又當主汝祭祀者、天德日命是也、於是大己貴神報曰、天神勅教慰如是一、敢不從命乎、吾所治顯露事者、皇孫當治、吾將退治幽事、乃薦岐神於二神曰、是當代我而奉從也、吾將自此避去、即躬被瑞之八坂瓊而長隱者矣、

二神、天上皇居へ帰り上りて、大己貴命乃狀を具に奏し奉り給ひければ、高皇產靈尊、重ねて二神を出雲へ降し、勅りし給ふハ、今汝が申上る事、尤理りふかし、仍てをちをち勅りし給ふハ、顯露の朝政は尽く、皇孫尊しらせ給ふへしとなり、神事を治とハ、(六丁卷)神明を敬ひ祭り、冥慮を以て、宝祚無窮・天下太平を祈り奉り申させ給ふ御事也、我國ハ、神皇一牀乃御事にてましましては、祭政一行ひまいらせ給ふ故、万々世に至るまで、冥慮を以て皇統を守護し奉らせ給へ、との勅命也、凡そ諸社乃社人、此旨を守り、皇統無窮を祈り奉らずんバ、其職をしらざるなるべし、又汝ハ天日隅宮に住へし(六丁卷)とハ、大己貴命の事故なく国を奉り上給へるを、御感おはしまして、出雲

国杵築に宮柱太敷建てまいらせらる、その宮を天日隅宮と宮号まいらせ給ふ、是ぞ宮号賜はりし始めとも申へきか、其宮作りの時、千尋のたくれる縄を百むすひあまり八十むすひにむすびつぎて、宮處の界ひを定め、宮地もねもころに杵にて築きかたふさせられけれハ、すぐに処の名となりて、今に杵(七丁卷)築と申す也、宮造る制は、柱ハ則高く太く、板は則廣く厚くせよ、との勅のまにまに、中頃までハ高さ十六丈、廣さ十八間許なりしか、近頃より高さ八丈、廣さ九間乃神殿、今にかはらず、八雲山乃雲にそびへて立せ給ふ、諸の社にすぐれて廣大なる宮なる故、大社とそ申ける、此神殿に大己貴命御生世より今にかはらず鎮り定り、皇孫尊の御世を、千秋長秋と(七丁卷)守り恵ミ奉り給ひける、同く相殿に客人の御神五柱まします、又将田供佃とハ、神田・神戸を定め給ふ、此神の往來て海に遊び給はん具へのためには、高橋をかけ、浮橋を渡し、及天乃鳥船とて、鳥の飛ぶごとき、はやき舟をも作りてまいらせられ、又天安川とて、渡りやすき川々まで、打橋を打渡し、百ぬひあまり八十縫の白楯とて、守護のため、これを作りてまいら(八丁卷)せらる、又汝の祭祀を主とらんものハ、天德日命是也とて、此神の御生世より、祭官の家をも立させ

給ふ、此天穗日命ハ天照大神の御子、出雲国造の先祖也、此嫡孫、今北嶋・千家とて、本殿乃東西に侍りて、此神に仕へ奉り、神代の昔より、神水・神火を傳へて、他の水火を食せず、常潔斎して、神代より今に一日もをこたらず、大己貴命の治せ給ふ、幽事の神秘を傳て、玉鉢安（八丁巻）全・天下泰平を祈奉る御事なり、如此祭官乃家までも、朝廷より定めさせ給ひて、残る所なく、叡慮をめぐらしおはします御事、まさにたくひなくめてたき御事にてぞ、於是大己貴命報て曰給はく、天神の 勅如此ねもころなり、敢て命に不従乎、吾所治顯露事ハ、皇孫尊知せ給へし、吾ハ退て、幽事を治め給はんとなり、幽事と申ハ、上に所謂神事となり、（九丁巻）神恵ハ幽冥にて御はしますゆへ、かくれの事とも申すなり、国々のミちびきに、岐神といふ神を二神に薦めて、我に代りてつかふまつるへし、これより避去なんとて、すみやかに国を奉り上給ひて、其御身に八坂瓊之曲玉を被給ひ、全鉢玉の御徳に成給ひて、此杵築大社天日隅宮に、寂に長く隠れ鎮り定りましますし、又神殿の東の方に天先社、是ハ脚摩乳・手摩乳（五丁巻）の神とてまします、稲田宮主神と申すこれ也、同方に御向社、是ハ須勢理姫命とてまします、西の方に筑紫社、是ハ天照大神、十

握の劔を天真名井の水にふり濯ぎ誓たまひて、心化し給ふ皇統守護之三女、田心姫・湍津姫・市杵嶋姫とて渡らせ給ふ、心化と申すハ、實の御形ましますず、日神、世々乃皇統守護し思し召、御心の御神靈のこらせ給へるに、神号を奉り、（十丁巻）斎き祭らせ給へる御神なり、此神を素盞鳴尊へ授させ給へる故、素盞鳴尊、守護し給ひて、此処に鎮座ましますなり、本殿の前の左右に門神の社あり、是ハ豊磐窓・奇磐窓命也、同左に十九社、右に十九社の神社有、是ハ十月神在月に、大己貴神乃領給へる八十万神々、諸国より神集に集ひ給へる神殿也、十月に諸神つとひ給ふ故、此国に限りて神在月と申也、仍て十月亥（十丁巻）日に、神門を封る神事有、同廿六日に、神等去出乃神事とて、神門を開く神事有、側に氏神の社あり、又本殿の後、一町計を去て八雲山有、是ぞ素盞鳴尊、出雲国清地といふ処にいたり給ひて、稲田姫命と共に住せ給はんとて、宮所求め給へる時、此山より八色の雲立のほりければ、八雲立出雲八重垣と詠し給ふ、宮居卜給ひて、御子大己貴命を御出生し給ふも、則此（十丁巻）所なり、仍て本殿乃後、八雲山乃麓に素鷲社とて、素盞鳴尊鎮り定りまします、御生世乃昔より、今に宮処あらたまらず此処也、出雲国と号するも、此神詠よ

りの名なりける、又惣して此所を清地とぞ申ける、其故ハ、素戔鳴尊、天上皇居より出雲国簸川上、鳥上之峯に降り給ひ、八岐大蛇を斬平け、尾にいたりて一つの神劔を感得し給ひて、天神へ上献り給ふ、是^{千二巻}そ三種神器乃一種とて、代々の御守とハならせ給ひぬ、簸川上より此処にうつらせ給ひ、吾心清々之と興言し給ひしより、その処の名となりて、今に清地とぞ申ける、素戔社乃御前に、素戔の地の舊跡も、今に残りてぞ侍りける、又八雲山乃前、東の方につつきたるを龜山、西の方につつきたるを鶴山とぞ申す也、又本殿乃東の側によしの川、西の側に素戔^{千二巻}川清潔に流れて、前にハ五十田狭之小濱唐、云まくもうちはれて見へ渡りたる海原あり、是則大己貴命乃常に遊覧し給へる海濱なり、十月乃神事に、此濱へ沖の方より風はげしく高波立きたり、空の気色も常にかはりて、小さき龍蛇あからせられて、海藻の上に^四れとわたかまり給ふを、兼て神人潔斎して、是を傳請て筥物に納め、神殿に献上して神事^{千二巻}を勤む、此竜蛇、神代より今に断絶なく、としことに一つ宛あかり給ふ、扱此竜蛇、年をふれとも、其形少しも損する事なし、又神前鳥居の東の側に、きなつきと申し、杵にて地形を始て築きし処なれハ、今に此処にても神

事行はる、其外年中数箇度の神事行ハる、

⑤大物主神及事代主神、乃合ニ八十萬神於天高市師以、昇^レ天^ニ其誠款之至^ニ、時高皇產靈尊、勅^ニ大物主神^一、昇^レ天^ニ汝若以^ニ国神^一爲^ニ妻^一、吾猶謂^ニ汝^一爲^ニ疏心^一、故今以^ニ吾女三穗津姫^一配^レ汝爲^ニ妻^一、宜^シ汝領^ニ八十萬神^一、永爲^ニ皇孫^一奉^ニ護^一上、乃使^ニ還降^一之、

上に見へたる如く、ねもころなる 勅命を蒙り給ふ故、大己貴命其御子事代主神と共に、領し給ふ所の八十萬の神を召つて、大和国高市にあつめひきゐて 皇居に昇り、その誠款至を陳し上させ給ふ時に、高皇產靈尊乃御女三穗^{千三}津姫命を、大己貴命に配せ給はりて 勅りし、宜く

八十萬の神をひきゐて、ひたふるに皇孫尊乃御爲に守護し奉り給ふへしとて、御暇給はらせ、杵築にぞ還り降らせ給ひぬ、その三穗津姫命は、今杵築宮の後乃山道を二里計に、鷲社と申すに鎮まらせ給ふ、此社の北ハ限りなく^四かなる海にてそ侍る、此社を俗に疱瘡守護の神とぞ申ける、此外

に^{千四巻}末社所々にさふらはせらる、

⑥即以^ニ紀伊国忌部遠祖手置帆負神^一定爲^ニ作笠者^一、彦狭知神爲^ニ作盾者^一、天目^一箇神爲^ニ作金者^一、天日鷲神爲^ニ作木綿者^一、櫛明玉神爲^ニ玉作者^一、乃使^ニ太玉命以弱肩^一被^ニ

太手纏^{フトタスキ}而代^{ミナシロニシテ}御手以^ヲ祭^ラ此神^{ミコ}者、始起^{テレリ}於此^{ヨリ}矣、

此段ハ、大己貴命の御神霊を、朝廷より祭らさせ給へる事をしるせる也、手置帆負神^{十四巻}を笠ぬひとすとハ、錦蓋及菅乃笠などの類なるへし、彦狭知神にハ盾を作くらしめ、天目一箇神を金たぐミとして、太刀・矛・鈴などの類を作らしめ、天日鷲神にハ青和幣・白和幣・木綿してたと作らしめ、櫛明玉命にハ御折玉^{ミヨリタマ}を作らしめ、これ等の神宝・祭器ことごとく集ひそなはりて、太玉命の弱肩に太手纏とつけて、皇孫尊の御手代として、此大己貴^{十五巻}命乃御神霊を始めて祭り禮^{イヤマ}ひ給ふ、まさに君の御手つから祭らせ給へるを准せらる、御事、たくひなき御尊ミなれば、神恵もさこそ 玉體安全・天壤無窮に、天津神籬・天津磐境をおこしたててそ守護^{マモリ}たまふらむ、

⑦ 享保十六年十二月

玉木正英謹記

右一卷、正親町従一位公通卿、令玉木五緒翁正英筆記之、所獻 仙洞御所也、

(1) 『天日隅宮考』は、島根県古代文化センター研究テーマ事業「日本書

紀と出雲観に関する研究」(平成二十九年度～令和元年度)の一環で、北島国造家自重館文庫所蔵文書の調査を行った際に発見したものである。本書の概要は、その報告書『日本書紀と出雲観』(島根県古代文化センター研究論集第二六集)所収の、拙稿「近世杵築周辺の「神学」のなかで発表した。本書のような垂加神道書は、両国造の命令で蒐集されたものであるから、千家国造家にも所蔵されているはずである。その根拠として、千家尊統『大梁灰凡一家言』(出雲大社社務所、昭和五十三年)に、「出雲国杵築天日隅宮考 著者不明」(二一三頁)とあり、本稿で翻刻した十九社の記事が、そのまま引用されている。ただし、「著者不明」とあるのは、奥書が記されていないのであるうか、未見ゆえに不明である。

(2) 「天日隅宮」は、『日本書紀』二卷(神代紀下)第九段・第二の一書に見える出雲大社の名称である。近代になって、出雲大社は造宮願を太政官に提出する(明治四年四月十四日)。その願書は、「天日隅宮御造宮」とあり、提出者は「天日隅宮御杖代尊澄名代従五位千家尊福」/天日隅宮御杖代全孝名代従五位北島脩孝」とある(『太政類典』第一編所収、国立公文書館デジタルアーカイブ参照)。

(3) 平安時代に記紀や『古語拾遺』と物部氏の伝承とを折衷して編纂された『先代旧事本紀』は、出雲大社の祭神を「建速素戔嗚尊」とし、大己貴神は大神神社の祭神とする。伊藤剣「地祇本紀のオホナムチ」系譜の分析を中心に、「(工藤浩編『先代旧事本紀論』史書・神道書の成立と受容)花鳥社、令和元年所収」参照。出雲大社の祭神が大己貴神から素戔嗚尊に変わったことについては、井上寛司「大社祭神の転換と中世「出雲神話」の成立」(大社町編集委員会編『大社町史』上巻、大社町、平成三年所収)、同「解説」井上寛司編『出雲鰐淵寺旧蔵・関係文書「法藏館、平成三十年所収」等参照。古代から近現代に至る出雲国の伝承については、前掲『日本書紀と出雲観』等参照。

(4) 『国造事実再考』は、谷口為次編『懷橘談前後篇・隠州視聽合紀』出雲文庫第二編(松陽新報社・文明堂、大正三年)所収参照。

(5) 前掲『大梁灰凡一家言』二五頁、拙稿『史料抄録「寛文度造営遷宮」(「出雲大社の寛文造営について」大社御造営日記の究)』(鳥根県古代文化センター調査研究報告書48、鳥根県古代文化センター、平成二十五年)二四頁参照。

(6) 前掲『大梁灰凡一家言』二五―二六頁参照。それは松平出守御聞番富永治部右衛門と寺社奉行井上河内守正利との談話の様子を、上官向掃部孝里が千家国造へ報告した内容である。その一部をここに示す。「河内守殿の仰に杵築国造は神孫以来代々備物の様躰故、吉田の構なく、各別に為すべし、掃部は国造に代て禁裏江使すと雖、伝奏を以て言上不仕者、袍冠着仕事相ならず、風折狩衣を着べし、但永宣旨之れ有るに於ては、重ねて其訴を立つべき也」(二六頁。なお、出雲国造は神事に東帯を着装したが、その許可を吉田家から受ける必要は無かった。ただし、禁裏においては、国造名代と雖も伝奏を通じて許可を毎回得なければならぬから、それを省くため、「永宣旨」を受けように、と幕府は勧めたのである。

(7) 拙稿『出雲大社の寛文造営と永宣旨』(公益財団法人いづも財団出雲大社御遷宮奉賛会編『出雲大社の造営遷宮と地域社会(下巻)』今井出版、平成二十七年)八三頁。

(8) 前掲『出雲大社の寛文造営と永宣旨』八四頁参照。一部改めた。前掲『出雲大社』と玉木正英「参照。佐草自清は『雑事随筆(國學院大學河野博士記念文庫所蔵)』に、「両国造ハ出雲国神社惣檢校職、永宣旨并江戸御奉書ヲ以、松江御所被仰」とある。

(10) 「永宣旨」と「出雲国神社惣檢校職」との関係は、前掲『大梁灰凡一家言』所収「靈元天皇より賜はりたる永宣旨」が詳しい。ほか橋本政宣博士「出雲国造の永宣旨受領と『出雲国神社惣檢校職』」(二本謙一

編『戦国織豊期の社会と儀礼』吉川弘文館、平成十八年所収)、拙稿『出雲大社記』と玉木正英「(前掲『近世出雲大社の基礎的研究』)所収」、前掲『史料抄録「寛文度造営遷宮」」、拙稿「寛文度の造営遷宮概論」(前掲『出雲大社の寛文造営について』)所収、前掲『出雲大社の寛文造営と永宣旨』等参照。

(11) 拙稿『出雲大社の「日本勸化」―延享度の造営遷宮考―』(前掲『近世出雲大社の基礎的研究』)所収、同「寛文度の造営遷宮以後―近世出雲大社の造営遷宮(承前)―」(『大社町史研究紀要』六、平成十七年所収)、同「日本勸化と延享の造営遷宮」(前掲『出雲大社の造営遷宮と地域社会(下巻)』)所収等参照。

(12) 前掲『出雲大社記』と玉木正英「拙稿『玉木正英と出雲大社―出雲大社参拝を示す書状を補足して―』(『国学院雑誌』一〇七―一一、平成十八年所収)等参照。

(13) 「出雲大社御縁起」については、前掲『出雲大社の「日本勸化」』同「近世杵築周辺の「神学」」等参照。

(14) 「大社志」については、前掲『大梁灰凡一家言』所収「大社志」や平井直房博士「大社志の成立」(『神道宗教』一〇、昭和五十五年所収)参照。『大社志』編纂の意義については、前掲『出雲大社記』と玉木正英「等参照。

(15) 正徳三年(一七一三)四月、徳川家継が七代將軍に就任すると、出雲大社は「御代始御祝儀使」に東上官千家智通を候補に挙げる。しかし、松江藩は罷免された元国造直治の嫡子との理由で許可しなかった。その後、享保十年(一七二五)五月に智通の嫡男俊勝が七十五代国造に襲職し、智通はその後見役となる。それらが許されたことは、藩もある程度緩和したことを意味しよう。それから六年後の享保十六年(一七三二)八月十七日付で、智通は玉木正英に神道誓紙を提出する(『牛王宝印』折りと誓いの呪符)町田市立博物館図録七八、平成

- 三年、四〇頁。よって、智通の上京も許されたといえよう。なお、『天日隅宮考』が成るのが、その年の十二月であることから、智通の関与が推測できる（本文で後述する）。そして、その翌年に『大社志』が成る。それから十二年後の延享元年（一七四四）十月、延享度の造営遷宮が斎行された。その御礼使に智通は選ばれ、国造名代として十二月に將軍に御目見し、翌年二月に禁裏へ玉串を献上する。ここに、幕府や藩と出雲大社の間にあったわだかまりは完全に溶けたといえよう。ところが、出雲国内全十郡の装束裁許権が、出雲国造に帰ることはついになかった。拙稿「近世出雲大社関係年表」（前掲『近世出雲大社の基礎的研究』所収）参照。
- (16) 森田康之助翻刻・解説「史料紹介・梅舎自記抜萃（千家尊澄撰）」『神道学』九一、昭和五十一年所収）六〇頁。
- (17) 楠本碩水著・岡次郎校訂「崎門学脈系譜」卷三（晴心堂、昭和十五年）でも確認できる（十六丁表参照）。
- (18) 前掲「史料紹介・梅舎自記抜萃（千家尊澄撰）」六一頁。
- (19) 『続々群書類従』第一・神祇部（国書刊行会、明治三十九年所収）七二頁。
- (20) 谷省吾「鎌田五根と千家俊信」（『垂加神道の成立と展開』国書刊行会、平成十三年所収。初出『皇學館論叢』二二一、昭和四十四年）参照。
- (21) 前掲「鎌田五根と千家俊信」六三七頁。
- (22) 前掲「鎌田五根と千家俊信」六四一頁。
- (23) 出雲大社では、毎年神在祭の季節になると、稲佐の浜に浮かぶ海蛇を神の使いと見立て、出雲大社に奉納してきた。
- (24) 前掲「鎌田五根と千家俊信」六四二～六四三頁。
- (25) 拙稿「近世出雲大社の思想的な研究」（前掲『近世出雲大社の基礎的研究』所収。初出『國學院大學日本文化研究所紀要』八〇、平成九年所収）。
- (26) 前掲「出雲大社記」と玉木正英。
- (27) 拙稿「玉木正英と出雲大社」。
- (28) 拙稿「自重館文庫成立史―北島国造家と垂加神道―」（前掲『日本書紀と出雲観』所収）。
- (29) 森田康之助博士「出雲国造家の伝統と学問」（『日本思想の構造』国書刊行会、昭和六十三年所収。初出『出雲学論攷』神道学会、昭和五十二年所収）三九七～三九九頁。
- (30) 前掲「出雲国造家の伝統と学問」三九八頁。
- (31) 谷省吾「山崎闇斎編著等目録」（前掲『垂加神道の成立と展開』所収）。
- (32) 前掲「出雲国造家の伝統と学問」四〇一頁。
- (33) 拙稿「出雲大社の国学受容と千家俊信」（前掲『近世出雲大社の基礎的研究』所収）二一八～二一九頁。
- (34) 当時、西依成斎が京都望楠軒にいたことは、高山彦九郎『天明京都日記』の天明二年十一月二十三日条に「西依望楠軒を尋ぬ」（萩原進・千々和実編『高山彦九郎全集』第二卷）日記篇（二）、高山彦九郎遺稿刊行会、昭和二十七年所収、一七六頁）とか、同じく『寛政京都日記』の寛政三年（一七九二）四月十八日条に「西依義兵衛望楠軒へ寄る、西依翁今歳九十也」（前掲『高山彦九郎全集』第四卷）日記篇（四・終、昭和二十九年所収、八四頁）とあることから確認できる。
- (35) 拙稿「千家俊信の学問形成と国学の普及活動」（公益財団法人いづも財団出雲大社御遷宮奉賛会『出雲地域の学問・文芸の興隆と文化活動』今井出版、平成三十年所収）五四頁参照。
- (36) 「正月二十三付徳弘惣右衛門宛玉木正英書状」（前掲「玉木正英と出雲大社」一三六頁）。
- (37) 『中臣祓鈔并秘伝 全』（北島国造家自重館文庫所蔵）参照。
- (38) 前掲「自重館文庫成立史」二〇一頁参照。
- (39) 前掲「自重館文庫成立史」二〇二頁参照。

- (40) 朝山皓「春日紀重と其神学」(『神道講座』(六)——課外篇)(原書房、昭和五十六年新装版所収) 三一九—三二〇頁。
- (41) 前掲「出雲大社の「日本勅化」」一四二—一四三頁参照。
- (42) 「国造公之命」を两国造の命令とする根拠は、赤塚家文書所収「古知言抄」「天明四年辰年中」条に、「五穀祭行事伝ハ、橘家二伝候而、先年北嶋市正孝廉、江戸において岡田盤斎師より伝来之儀ニ而、孝廉被参御両家へ、御伝来申上ル」との記事である。これは、北島国造方上官の北島孝廉が、江戸で玉木正英の弟子岡田正利から伝来された橘家神道の五穀祭行事伝を、「御両家」すなわち千家・北島两国造へ伝授したことを伝える。したがって、千家国造方上官の千家正延も、江戸で跡部良顕から伝授された「三種神器伝」を、「国造公」すなわち两国造へ伝授したと言えよう。
- (43) 北島孝廉の書と思われる『神代卷初重潮翁語類』(自重館文庫所蔵)によると、孝廉は享保三年(一七一八)頃に上京し、玉木正英に師事したと思われる。なお、東上官千家智通が、玉木正英に「神道誓紙」を提出したのは、それから十三年後の享保十六年である。
- (44) 前掲「自重館文庫成立史」二〇七—二〇八、二一一頁参照。
- (45) 垂加神道では、山崎闇斎以来、『日本書紀』を第一の神書(『万代之達書』)として重んじた。なぜならば、古来の説には、詳あり、略あり、同あり、異ありだが、『日本書紀』編纂の総裁舎人親王は、つぶさにこれらを記して、あえて取捨選択しなかったからである。それに対し、『先代旧事本紀』や『古事記』は、編者の主観が働いている。よって舎人親王の編纂態度は「敬之至」である、と闇斎は高く評価した。こうして垂加神道では、『日本書紀』の本書のみならず一書にまで注意するのである(以上「藤森弓兵政所記」(近藤啓吾編『神道大系 垂加神道上』神道大系編纂会、昭和五十九年所収)参照)。
- (46) 『神代卷藻塩草』は、守井左京の原稿を玉木正英が加筆し、谷川士清が編集したもの(松本丘「玉木正英と『神代卷藻塩草』」(『垂加神道の人々と日本書紀』弘文堂、平成二十年所収参照)だが、ここは正英の神代紀注釈書として扱う。なお、『神代卷藻塩草』は、国文学研究資料館新日本古典籍総合データベースから国文学研究資料館所蔵鶴飼文庫本を参照。
- (47) 下御霊社板『神代紀』上下は、国文学研究資料館新日本古典籍総合データベースから東北大学附属図書館所蔵『日本書紀 神代卷』を参照。なお、下御霊社板については、山崎闇斎が編輯刊行した書目「垂加先生編輯行書目并外題筆者」の九州大学図書館本に、「神代神武紀、下御霊蔵板」が見られる(前掲『神道大系 垂加神道上』五二〇頁)。
- (48) 『日本書紀』には、「国作大己貴命」「大己貴命」「大己貴神」との表記があるが、『天日隅宮考』の解説文は「大己貴命」に統一しているため、本稿もそれに準じた。
- (49) 山崎闇斎『風水草』下巻(前掲『神道大系 垂加神道上』一四三頁所収)参照。
- (50) 『神代記垂加翁講義』に、素戔鳴尊とともに大己貴神も「日神ノ御一体ノ御徳義ニナラセラ」れたとある(前掲『神道大系 垂加神道上』三六一頁)。
- (51) 前掲「出雲大社の「日本勅化」」一五四頁参照。
- (52) 本居宣長は、その説を「あまりなる推当なり」と疑問視する(『古事記伝』二十七之卷「本居宣長全集」十一、筑摩書房、昭和四十四年、二一五頁所収)参照。
- (53) 『倭姫命世記』(田中卓ほか校注『神道大系 伊勢神道上』平成五年、九七頁所収)参照。
- (54) 前掲「本居宣長全集」第十卷(昭和四十三年)一一九頁参照。
- (55) 同右二二〇頁。
- (56) 同右一一九頁。

(57) 同右一一八頁。

(58) 同右一二〇頁。

(59) この件については、原武史『(出雲)』という思想 近代日本の抹殺された神々(電子書籍版、講談社、平成二十七年)、同「出雲神道と国家神道」(『東洋学術研究』四〇—一、平成十三年所収)が詳しく分析している。

(60) 大己貴神が「神事を治」ることについて、闇斎が『神代記垂加翁講義』でよくわしく説明している。

身ヲヂツトシリゾキテ、御心体ノ冥処ヲヂツトナサレテ、観念(集中—西岡註)シテ御座アリテ、冥慮ヲ以国家ヲ治メシヅメサセラルゾ。サルホドニ、生世カラ御神慮ノ冥慮ヲ以テヂツト国家ヲ守ラセラルル、則其心体ライキヨニ御勸請成されテ身室山ニ御座成さるトアルハコレナリ、ソレジヤニヨリテ、御カクレナサレテカラ、御神霊モ丁度生死一体ノ御神霊也、ソレデ御カクレナサレテカラ今に至ルマデ、イキヨノ御心体ノゴトク国家ヲ御守り成さるノ御霊験、今ニ事之外アラタナハ、カフシタコトゾ、(前掲『神道大系 垂加神道上』三六七頁)

(61) 宝治度正殿式造営遷宮が、寛文度正殿式造営遷宮の基本である。その出雲大社の正殿式の方尺を書き上げた「杵築社遷宮注文」(北島家譜、『鎌倉遺文』は、左の通りである。

杵築大社正殿式之方尺

高サ八丈、但自下津磐根至于千木之上端、

柱 九本 心御柱、径三尺六寸、正殿之製度皆以出自心柱、工

匠之秘伝也、且又御紋形之亀甲、墨準之根本也、水ノ字也、

御神殿 四方準六間、但十四丈四尺、

雲七 天井之絵、心雲有甚深之秘決、八雲之大事是也、

右、從此方有高下広狭者、非正殿之式矣、

千木二(長二丈四尺) 堅魚氣三(一丈八尺) 椽木負(兩方百二十) 床ノ地板(厚一尺二寸) 階十五堅

それにもとづいた寛文度正殿式造営遷宮での本殿構造を表したのが、「大社御造営覚書」(千家尊福『出雲大神』)である。

大社御造営覚書

一 御本社正殿造六間四面、外ニ四方へ縁有、高サ石口ヨリ千木迄八丈、本柱九本、

このように、本書にある近頃的神殿規模「廣さ九間」とあるのは「六間」の誤りであろう。また中頃までの「廣さ十八間許」も誤りであろう。ちなみに境内から発掘された三本束の本殿の寸法は推定縦11、6¹×横13、4¹であることから、現在の規模よりやや大きいといえようが、「廣さ十八間許」でもなければ「廣さ九間」すらない(発掘報告書参照)。なお、自重館文庫所蔵『神名記(成立年不明)』に、「本社 天日隅宮」の「四方縁」が「老間半」あることから四方の縁まで含めると「九間四面」とある。

(62) 前掲『出雲大社記』七〇五頁。ちなみに『出雲大社記』には須勢理姫命を祭る摂社・末社が見えない。佐草自清の説は『出雲水青随筆』(『神道大系 出雲大社』)一三三〇頁参照。

(63) 『神代卷藻塩草』三に、「三女ハ素尊天位守護ノ劍、物根ト成テ固リ、日神天位守護ノ武備ヲ設ケ給嚴カナル御心ニ相感応シ、心化シ給ヘル所ノ神也」(九丁表)とある。さらに、一書で天照大神が三女神に命じて「奉^{タテマツ}助^{タテマツ}天孫^{タテマツ}而為^{タテマツ}三孫^{タテマツ}所祭也」(一一丁裏)とあるが、この天孫のために「イツカレヨ」との勅命は、天孫を守護する一方で、天孫から斎き祭られることを意味する。正英が「考」で三女神を「斎き祭らせ給へる御神」というのは、天皇の親祭を受ける神という意味が込められていると思われる。

(64) 拙稿「神勅と祭祀—垂加神道の神学から—」(『神社本庁総合研究所紀

要」二七、令和四年）参照。

- (65) 『出雲大社記』には「三十八社」は見えるが、「十九社」はない。黒沢石斎の『国造事実再考』には千家抱「二十三社」のなかに「十九社」が記載されている（一六七頁）。『出雲青水随筆』には、「三十八社」について、「寛文造宮之時、準于勢州大神宮之遙拝所、東西十九社宛分建矣」（二五九頁）とある。十九社については、前掲『大梁灰儿一家言』所収「東西の十九社」が詳しい。

- (66) 『神代卷藻塩草』三「出雲大社ノ伝ニハ、此八雲山ヨリ八色ノ雲ノ立ケルトテ、今ニ大社ノ天井ニ八色ノ飛雲ヲ画ケリ、若ル奇瑞モ有マシキ義ニモ有ラザルヘシ、伊都毛ハ出雲也、雲ノ八重立タル眼前ノ景色ニ感テ、其有様ヲ吟詠シテ、出雲トハ連ケサセ給ヘル也、」（四三丁表）、『出雲大社記』本社「即日隅宮也、祭大己貴神、天井画八色雲」（七〇五頁）。【一】内は割注を表す。以下同。

- (67) 『出雲大社記』に、「素鷲宮」即出雲社、令祭素盞鳴尊、稲田姫命、大己貴命三神」（七〇五頁）とある。

- (68) 『出雲大社記』も、清地は素鷲社とし、同書所収「杵築景境志」には、「蛇山（一名不老山、一名八雲山）」（七〇九頁）とある。なお、重要文化財「出雲大社并図」（千家国造彥 是、宝治度造宮遷宮時（宝治二年・一二四八）の本殿ならびに境内の様子を描いた絵図とされるが、その絵図の本殿背後の山に「蛇山」と付箋が貼られている。この付箋が当時からあったものなのか、それとも近世になってから貼られたものなのかは不明だが、描かれた当時のままであるのなら、鎌倉時代から八雲山を蛇山と呼び、その地を「清地」と呼んでいたと考えられよう。今後の課題にしたい。

- (69) 前掲「出雲大社の「日本勸化」―延享度の造宮遷宮考―」一五四頁参照。ただし、素鷲社（素鷲宮）を官社「出雲社」とした場合である。それを『国造事実再考』は批判したのである。

- (71) なお、本居宣長は『古事記伝』九之巻で、その地を、熊野櫛御氣野命（素戔鳴尊の神霊の御名）を祭る式内社の熊野神社とする（前掲『本居宣長全集』九、四〇九～四一〇頁参照）。

- (72) 前掲「出雲大社の「日本勸化」」一五五頁参照。

- (73) 『出雲大社由緒略記』（出雲大社社務所、平成十五年）七五～七六頁参照。正英の神籬磐境の神勅理解については、前掲「神勅と祭祀」一七一～一七八頁参照。

- (74) 天照大神が三女神に賜った神勅については、前掲「神勅と祭祀」一六九～一七一頁参照。

- (75) 松岡雄淵述「穗日命神孫出雲国造事実」（佐草家文書）では、太玉命だけでなく、高皇産靈尊も瓊瓊杵尊の御手代として「大己貴命を御存生の内より朝廷守護乃第一の神と祭り給ふ」とある（前掲「近世杵築周辺の「神学」」一七六～一七七頁。ここにも天照大神の三女神に賜った神勅のとき皇孫守護の精神が反映している）。

- (76) 拙稿「近世出雲国造・上官系譜」（前掲『近世出雲大社の基礎的研究』所収）参照。

- (77) 前掲「近世出雲大社の思想的探究」四一～四四頁、同「出雲大社の国学受容と千家俊信」一九二～一九四頁参照。

- (78) 松岡雄淵は「穗日命神孫出雲国造事実」で、高皇産靈尊も皇御孫命の御手代である、という。ならば、祭神も神殿も司祭者も、すべて天皇が命じたことになる。『考』を見る限り、正英もその様な認識であったと思われる。だからこそ、出雲大社を「残る所なく、叡慮をめぐらしおはします御事、まことにたぐひなくめでたき」神社と表現したのである。

- (80) 霊元法皇は享保十七年八月六日に崩御される。翌七日夜、法眼の御園意斎を介して新大納言局から霊元法皇の遺志が、下御霊神社へ届けら

- (81)

れた。その遺志とは、崩御後、法皇の御魂を封じ、下御霊神社の相殿八所の末座に祝祭されたい、とのことである。十一月九日、御神霊を封じた御鏡を、御蘭意斎が下御霊神社に持参する。同月二十五日、祠官出雲路直元（山崎闇斎の孫弟子）は、混沌殿を立ててその御鏡を納め、「御神霊招禱」の儀を行った。

なお、霊元院の神号「天中柱皇神」とは、その儀の「祝詞」に説明されている。

神国の道体、天は天徳にして瓊なり、玉也、中は天地之間を照らして鏡也、柱は不動にして立つは金氣にして剣也、三種自ずからに具わる、是一人の位を保ちたまひ、柱は四方の国の治め、四方の中に立ち賜ふ、動くこと無く天君を知ろしめすところを謂ひ、柱立たざれば万国治まらず祭政正しからず、柱は道体神道の至極、天下安体の印也、（原宣命体）

（書陵部所蔵資料目録・画像公開システム、宮内公文書館『天皇皇族実録234・霊元天皇』巻四 九七四～九七五頁参照）

「祝詞」によると、宝祚無窮・天下泰平の意を込めた神号であることを、垂加神道の神学をもって説明しているが、決して叡慮と乖離するものではなかったであろう。そして、こうした認識は、垂加神道家の間でも共有されていたはずである。だからこそ、出雲大社も正親町公通と玉木正英に依頼して、『天日隅宮考』を霊元法皇へ献上することで、皇統無窮・天下太平を支援することを奉告する必要性を感じたのではないだろうか。

なかでも、両国造家では、「永宣旨」にある「自重」（北島国造家）と「永職」（千家国造家）とを重ねてきた。また、智通の玄孫国造尊孫（尊福の祖父）は、歌集『自點真璞集』雑に、「寛文七年五月七日尊光国造に朝廷より賜はりける永宣旨」と題して「永宣旨」全文を掲げ、その後に「かかる賢き御ことのりをかしこみ、はた遠祖のい

追記

さををよろこびて」と題して、「ありがたきこれの御書は玉かがみ剣にもます我家のたから」「家にいさををたくもたてし尊光の祖はあふがむ万代までに」と詠じている（国文学研究資料館新日本古典籍総合データベース、国文学資料館長井永太郎文庫所蔵本、一五四丁表裏）。国造家にとって「永宣旨」は、三種の神器以上に有難い宝物である、との思いは、智通の頃もちろん変わらなかったことであろう。それゆえに、「永宣旨」を下賜された霊元天皇に、出雲大社は健在であることをご奉告するとともに、改めて感謝申し上げたかったのではないだろうか。

自重館文庫所蔵文書の調査ならびに、このたびの翻刻について、出雲国造北島建孝様の御協力、御許可を賜りましたことを、ここに厚く御礼申し上げます。

